

<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>おはようございます。ただいまから、皆川治市長の選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題並びに本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委員会を開会します。</p> <p>本日は、本委員会の法的助言者であります藤井正寿弁護士にご出席をいただいております。よろしく願いいたします。</p> <p>直ちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の欠席届出者はありません。</p> <p>出席者は定足数に達しております。</p> <p>ここで本委員会への傍聴の申し出がありましたので、すでに入室されておりますのでご了承願います。なお、報道機関から撮影の願いが出されており、委員長においてこれを許可しておりますのでご了承願います。また、前方からの撮影につきましては、宣誓までとしたいと思っておりますので、その後、所定の場所にお戻りくださいますようお願いいたします。</p> <p>傍聴者及びマスコミの方々に申し上げます。委員会審議の妨げにならぬよう、私語などは慎んでいただくほか、携帯電話、その他電子機器類の電源を切るようお願いいたします。</p> <p>なお、委員の皆様申し上げます。委員会室内が暑い場合は、上着を脱いでいただいても結構ですので、申し添えます。</p> <p>それでは、本日の議事に入ります。</p> <p>初めに、証人尋問についてを議題といたします。</p> <p>本日は、皆川治証人の証人尋問を行います。証人尋問の進め方についてですが、尋問は一問一答方式として尋問項目ごとに事前に配付してあります証言を求める事項一覧表のとおり、最初に委員長から総括的に主尋問を行い、その後、通告のあった委員から委員尋問を行います。</p> <p>尋問時間は、おおむね2時間から3時間を目安に行いますが、また、本日の証人尋問が午前中に終了しない見込みとなった場合は、後日、日程を調整の上、再度証人尋問を行う予定ですので、ご承知おきください。</p> <p>それでは、証人尋問に入ります。</p> <p>皆川治証人の入室のため暫時休憩します。</p>
<p>休憩</p>	
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>では、初めに人定尋問を行います。</p> <p>まず、あなたは、皆川治さんですか。</p>
<p>皆川治証人</p>	<p>はい。そうです。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項を記入表のとおりで間違いございませんか。</p>

皆川治証人	はい。間違いございません。
佐藤博幸委員長	<p>皆川治証人におかれましては、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>本委員会の調査事項であります、鶴岡市長の選挙における選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題に関する事項の調査のため、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>証言を求める前に証人に申し上げます。</p> <p>証人尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。そのため、証人には証言をしていただく前に良心に従って真実を述べることにより、証言の信正を確保し、ひいては委員会の公正性を担保するために、証人は、宣誓をすることになっております。ただし、宣誓をするか否かについては、補佐人の助言を求めることもできますし、また、ご自身の判断で民事訴訟法の証人尋問に関し準用される規定により、宣誓拒絶の権利があることも併せて申し添えます。宣誓を行った証人が、虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁固に処せられる可能性もありますので、ご注意ください。</p> <p>それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。会場内にいる全ての方々のご起立をお願いいたします。それでは、証人は宣誓書の朗読をお願いいたします。</p>
皆川治証人	宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和4年7月25日皆川治。
佐藤博幸委員長	<p>次に、証人は宣誓書に署名捺印をお願いいたします。</p> <p>それでは皆さんお座りください。</p> <p>これより証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと。発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるよう、お願いいたします。</p> <p>なお、証言の際は着席のままご発言いただいて構いません。証人が発言される際は、その都度、お手元のマイクのトークボタンを押した上でご発言ください。発言が終了した際も、トークボタンを押すようにしてください。</p> <p>また、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりご利用ください。補佐人は、証人からの求めなく助言することはできませんので、申し添えます。</p> <p>なお、各委員に申し上げます。本日は、事前に証人に通知をいたしております証言を求める事項について、証人より発言を求めるものでございます。尋問にあたっては、証人の人権に配慮されますとともに、秘密会とした証人尋問における証言を引用することを控えていただく</p>

	<p>ようをお願いを申し上げます。円滑な議事運営にご協力をお願いいたします。</p> <p>これより皆川治証人から証言を求めます。</p> <p>最初に、委員長から総括的に主尋問を行い、その後、通告のあった委員から個別に委員尋問を行います。</p> <p>最初に、委員尋問番号1、平成29年10月9日に、支援者と皆川市長との間で行われた100万円の授受についてであります。</p> <p>(1) 100万円授受の事実について、私から主尋問を行います。</p> <p>(1) 100万円授受の事実関係について伺います。あなたと100万円を受け取った支援者とはどのようなご関係ですか。</p>
皆川治証人	はい。最初の市長選挙が平成29年10月にあったわけでありましてけれども、その方は、私のことを応援してくれた方でございます。
佐藤博幸委員長	はい。あなたが平成29年の市長選挙の際に、支援者から100万円を受け取ったことは事実ですか。
皆川治証人	はい。平成29年10月の市長選挙におきまして、応援をしてくれた方が、突然だったんですけども、10月9日に100万円をお持ちになったというのは、事実でございます。
佐藤博幸委員長	それでは、ただいまお話ありました、受け取った日時は、確認をいたしますが、平成29年10月9日でございますか。
皆川治証人	はい。間違いございません。
佐藤博幸委員長	はい。それでは受け取った場所は、どこでしたか。
皆川治証人	はい。場所ですね、平成29年10月9日に、これ選挙戦の2日目でありまして、藤島で個人演説会がございまして、その会場を出た後に、車に乗った際にですね、突然お持ちになったというふうに記憶しております。
佐藤博幸委員長	はい。先ほど受け取った日にちをお伺いしましたが、時間の方は、お分かりになりますか。
皆川治証人	はい。個人演説会が終わった後ですので、8時頃だったのかと思いますけれども、ちょっと正確には、その頃だと思います。
佐藤博幸委員長	<p>はい。以上で私からの主尋問を終わります。</p> <p>続いて、委員尋問を行います。委員の方、尋問をお願いいたします。ございませんか。委員尋問ございませんか。このことについてはないということよろしいですか。では進めます。</p> <p>それでは、(2) 100万円授受の状況について伺います。私から主尋問を行います。</p> <p>あなたが支援者から100万円を受け取ったときの状況について、説明をしてください。</p>
皆川治証人	はい。先ほども申し上げましたとおり、藤島で選挙戦の2日目、個人演説会がありまして、それが終わった後に車に乗りました。その際

	に、突然、応援されている方がお持ちになったということでございます。
佐藤博幸委員長	はい。藤島の会場はどちらでございましたか。何という会場でございましたか。
皆川治証人	はい。藤島の地域活動センターであったと思います。
佐藤博幸委員長	はい。以上で私からの主尋問を終わります。 続いて、委員尋問を行います。五十嵐一彦委員
五十嵐一彦委員	状況について、もう少し具体的にお聞きしたいんですけど、市長が車に乗ったとき、後部座席だと思えますけど、そのときに渡されたというのは、手渡しで渡されたということですか。
皆川治証人	はい。そのとおりです。その方が、お持ちになっておりましたので、私が受け取っております。
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	その100万円を支援者が市長に渡した際に、その100万円の趣旨については、何か説明がありましたでしょうか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。何もございませんでした。頑張ってくれということで、お渡しになったというふうに、記憶しております。
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	支援者から頑張っていたきたいという言葉があったときに、市長は何か言葉を返したんでしょうか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。もう本当に突然のことでごさいますして、私も正直驚いたところですよ。頑張ってくれということで、もうすぐ移動にですね、移らなきゃいけないところでありましたので、特に私のほうから何かお話をしたことはなかったと思います。
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	はい。その受け取ったときに、車の中にはほかに誰か同乗していた方というのはいらっしゃいますか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい、私が自ら運転していたわけではありませんので、運転された方がいたと思います。
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	じゃあ、その方もその受け渡しの現場は目撃していたということで間違いはないですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川証人	はい。ちょっとそれは分かりません。本当に極めて短時間で、まあ確か頑張ってくれというようなことで、さっと置いて行かれたというふうに思いますので、分からなかったかもしれないと思いますが、

	ちょっと分かりかねます。
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	はい。その渡されたお金は、どのような状態で渡されたのでしょうか。入っていた状態。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。封筒に入っていたと思います。当然、そのまま裸でですね、お持ちになれば、これすぐ分かるわけですが。まあ何かなというふうに思ったところでありますので、封筒に入っていたというふうに思います。
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	その受け取った封筒の中身をいつどこで確認しましたか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。これは自宅に戻ってから、現金が入っているということを確認したと思います。
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	中に入っていたのは現金だけでしたでしょうか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。そうだったと思います。
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	その現金っていうのは、どのような状態で中に入っていたのでしょうか。新券であったとか、帯封がしてあったとかそういったことは記憶ありますか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。100万円が入っていたという記憶はありますけども、封筒に入っていたという記憶ありますが、ほかについては、どんな状態だったのかということについては、記憶がございません。
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	これまでの報道とか、私たちの調査の中では、封筒の中にメモ書きも入っていたというような話もございますが、それは記憶にないということですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。ございません。
佐藤博幸委員長	五十嵐委員、以上ですか。 続いて、ほかの委員から尋問ございませんか。佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	はい。100万円の入った封筒自体のその封はされていたのですか。それとも封筒の封はされていない状態で渡されたのか。そこを確認したいと。
佐藤博幸委員長	皆川証人

皆川治証人	はい。ちょっとはつきりしませんが、おそらくされていたんではないかなと思うんですが。ちょっと、そこははつきり分かりません。
佐藤博幸委員長	はい。よろしいですか。佐藤委員。ほかの委員ございませんか。 ないようです。進めます。 次、(3)100万円授受後の支援者とのやり取りについて伺います。 訂正いたします。 あなたは100万円を受け取った後、当日に支援者に電話をしましたか。皆川治証人
皆川治証人	はい。この点について、これまでも問われてきたところでありましてけれども、2020年ですね6月22日付けの、これは■■■■氏から■■■■への手紙というのがございまして、私、これ、今年のゴールデンウィークの頃に読みました。 そこにですね、この寄附というのが後援会への寄附なのか、あるいは、この選挙期間中の個人への寄附なのか、私はその当日、電話で尋ねたという記述がございました。この点、非常に大事な点でありまして、100万円をいただいて、それが誰に対するものなのかということですので、確認をさせていただいたと思います。 私、この■■■■さんの携帯番号も分かっておりましたので、そうしたやり取りがあったのかもしれないというふうに思っております。
佐藤博幸委員長	以上ですか。それでは私の主尋問を終わらせて、続いて委員尋問に移ります。石塚委員
石塚慶委員	はい、すいません。(3)番、やり取りについて、若干、私のほうから詳しくお聞きいたします。ちょっと今のご答弁いろいろちょっとですね、2020年6月の話とかも出てきて、ちょっとあの整理が追いつかなかったんですが、平成29年10月9日、夜、藤島で100万円を受け取った後、電話をしたか、しなかったか、ここの部分、最終的に電話をしたということですのでよろしいのでしょうか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。その記憶がはつきりしませんでしたけれども、先ほど申し上げたとおり、2020年6月22日に、■■■■への手紙に■■■■さん、ご本人が書いていることでもありますけれども、私から電話があつて、後援会の寄附なのか、それとも、この選挙期間中の私個人への寄附なのかそうした確認があつて、個人へのものだというふうに答えたということがございました。これ誰への寄附なのかというところが、私も当時あのネットで調べた記憶があります。 その選挙期間中の寄附の取り扱いというのはですね、その他の期間と異なっておりまして、その受け取った寄附が誰へのものなのかということを確認させていただいた、それがおそらくその当日、携帯で確認をさせていただいたことだというふうに思っております。

佐藤博幸委員長	石塚委員
石塚慶委員	手紙で思い出したということだと思うんですが、そういうことですね。2020年当時の記憶があまりないんですけども、先ほどの■■■■氏から■■■■さんへの手紙を読んだことにより、そういうことがあったのかなということ思い出したということによろしいでしょうかね。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	この手紙に書いてあることが、■■■■さんからいただいて、それっきりっていうのはですね、やはりいただいて、何も会話もしておりませんでしたので、そのやり取りのことが、書いてあったことですね、こういうことがあったなというふうに、私思っております。
佐藤博幸委員長	石塚委員
石塚慶委員	はい。もう1点今のお話で確認です。手紙のほうのやり取りの話では、後援会への寄附なのか、個人への寄附なのかということだったということなんですけども。個人への寄附というのは、要は選挙の運動に対する寄附と、後援会は後援会への寄附なんですけれども、そういうふうに取り扱ったということによろしいのでしょうか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。後援会への、後援会活動への寄附なのか、この選挙期間中でありましたので、私個人への寄附なのかということを確認させていただきまして、個人へのものだということを確認いたしました。 ここに、この選挙期間中の寄附というものについての私の知識不足は、まず受け取った時点では、知識がございませんでしたし、今もちょっと、おそらくここにおられる委員の方々も知識が曖昧なところがあるのではないと思うんですが、受け取ったものが、選挙期間中の寄附、個人のものとして受け取ったわけでありましてけれども、これを選挙収支報告書にどのように記載するのかというところの知識不足があったというふうに考えております。
佐藤博幸委員長	石塚委員
石塚慶委員	念のため。ちょっと記憶が曖昧ということなんですけども、その電話をしたのは何時頃というご記憶はありますか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。申し訳ございません。その点は記憶がございません。
佐藤博幸委員長	石塚委員
石塚慶委員	はい。その電話の中身についてなんですけども、ただいま、市長のほうの証言では、後援会への寄附なのか、個人への寄附なのかという問い合わせが手紙の中にあつたということで、そのようなことがあつたんでないかということだと思うんですけども、過去の証人の発言、支援者の発言で、明確に記載する方法としない方法があるが、どちらにするのかという打診があつたと証言していますけれども、こちらについ

	てのご記憶はいかがでしょうか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。先ほど来申し上げておりますとおり、私が確認したのは、後援会への寄附なのか、それとも、この選挙期間中の個人への寄附なのかということを確認いたしまして、そのことが、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> さんご自身の書いた手紙の中にですね、出ているというものであります。
佐藤博幸委員長	石塚委員
石塚慶委員	はい。記載する方法としない方法があるが、どちらにするのかという証言は、間違いであるということでしょうか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。何度も申し上げますとおり、私が申し上げたのは、後援会への寄附なのか、それとも、選挙期間中の個人への寄附なのかということを確認したものであります。
佐藤博幸委員長	石塚委員
石塚慶委員	すいません。ちょっとしつこくて。重要というか、食い違ってましてですね、証言が。重要なポイントだと思うんですが、食い違うとどちらかが、間違っている証言をしているってことになるんですけども、もう一度聞きますが、間違いはないでしょうか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。先ほどから何度もご説明しているとおりであります。おそらく <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> さんは、後援会への寄附であるとか、あるいは、その選挙期間中の個人への寄附が認められているといったようなことについて、知識がない、あるいは、乏しいということがあったのではないかと、うふうに思います。 私も実は同様でありまして、受け取った時点ではですね、そうした知識が乏しかったという状況がありまして、先ほども申し上げましたように、ネットで調べて、この選挙活動期間中は個人への寄附が認められているといったようなことは分かりました。従って、先ほど来申し上げますとおりであります。
佐藤博幸委員長	石塚委員
石塚慶委員	はい。ちょっと繰り返しにずつとなるので、ちょっと最後だけ確認なんですけども。その記憶がこれまで何度かいろいろお話をしていた中では、今の証言は出てきてなかったと思うんですけども、後援会への寄附なのか個人への寄附なのかみたいな話が出てこなかったと思うんですけども、2020年6月22日に、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> 氏から <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> さんというお話だったんですけども、手紙を見たことで、その記憶が呼び覚まされた。要は、手紙を見なくてもずっと覚えていたってことではないということでしょうか。
佐藤博幸委員長	皆川証人



皆川治証人	はい。正確にどういう状況だったのかっていうのは、忘れていた部分もありますけれども、この2020年6月22の手紙を読みますと、ここに後援会への寄附なのか、あるいは、個人への寄附なのかということが問われて、これは個人へのものであるということがございまして。これはやはり確認しなきゃいけない点であったというふうに思います。その点は、私、やったと思っております。
佐藤博幸委員長	石塚委員
石塚慶委員	はい。それでは、質問を変えます。100万円を受けとったその後のやり取りなんですけども、やり取りといいますか、100万円、その夜、ご自宅に持ち帰って100万円かどうかを確認したというふうに先ほど証言をされていたんですが、その夜、どちらに保管をされましたでしょうか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。この受け取りました100万円につきましては、その翌日に、選挙の出納責任者に渡しておりますので、おそらく机の上に置いていたのか、部屋の中に置いて、翌日お渡しをしたということであります。
佐藤博幸委員長	石塚委員
石塚慶委員	はい。私からは最後になりますが、その100万円を受け取った、支援者から100万円を受け取った、その領収書の発行についての認識は、いかがお持ちだったでしょうか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。領収書は発行されておりません。
佐藤博幸委員長	石塚委員
石塚慶委員	様々ネットで、先ほど、寄附、選挙期間中の寄附、これは誰から誰への寄附なのか等々調べたということなんですけども。多分、領収書の発行はネットで調べれば出てくる気もするんですが、そこは、認識はしていた、していなかった、その部分をお答えください。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。ネットで調べまして、この選挙期間中は、個人への現金の寄附が認められているということは、分かりました。しかし、領収書の発行までですね、思いが至らず、そのままとなってしまいました。
佐藤博幸委員長	はい。ほかの委員。草島委員
草島進一委員	今、証人からありました。その手紙、6月22日の手紙ですけども、今後の議論を分かりやすくするためにも、10月9日のやり取り内容の重要な証拠として、記録の提出、また共有を求めたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。
佐藤博幸委員長	今、草島委員に申し上げます。少々お待ちください。記録の請求はこの後、尋問終わった後、協議したいと思っております。よろしいですか。 はい。

	<p>(「委員長」と言う者あり)</p> <p>その他、尋問終わってからの提案をお願いします。石井委員</p>
石井清則委員	<p>はい。ただいま、提案ありました。前回の証人尋問でも申し上げましたが、そのコピー、私、持っていますので、今、尋問を進めるに当たって、私の独自調査で入手したものでよろしければ、すぐ提供できますけれども。</p>
佐藤博幸委員長	<p>これは、あの。</p> <p>(「共有した方が議論すっきりするんじゃないですか。」と言う者あり)</p> <p>この委員会では、事前に記録の提出を求めるときは、委員会に諮って、そして記録の提出を求めますので、この場で、すぐということにはならないと思います。</p> <p>(何事か言う者あり)</p> <p>手続き上、違っておりますので。</p> <p>(「あるものを使えばいいじゃないですか。」と言う者あり)</p> <p>いえいえ。ほかをお願いします。五十嵐委員</p>
五十嵐一彦委員	<p>ただいまのお話、その6月22日の手紙については、多分初めて出てきた話じゃないかと思えますけど。</p> <p>(「いや、前回出ています。」と言う者あり)</p> <p>6月22日の手紙を市長が確認したのはいつなんですか。</p>
佐藤博幸委員長	石井委員
石井清則委員	<p>ただいまの質問、ゴールデンウィークと先ほど答えております。重複した質問になると思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>少々お待ちください。傍聴席の方、静かに願います。</p> <p>五十嵐委員。もう一度お願いします。</p>
五十嵐一彦委員	<p>もう一度確認したいんですけど、市長自身が、その手紙を確認したってというのは何日か、記憶あれば、よろしく。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>はい。[REDACTED]の所に伺いまして、5月の頭ぐらいだったと思います。ちょっと日にちははっきりしませんが、ゴールデンウィークに、こういうものがあるということで、読ませていただきました。</p>
佐藤博幸委員長	はい。ほかにございませんか。秋葉委員
秋葉雄委員	<p>これまでの市長の説明ではですね、10月9日の夜の電話については、記憶にありませんっていうことだったんですよ。それが、今は、電話はしたかもしれないと、したかもしれないっていうか、6月22日の[REDACTED]さんから[REDACTED]氏への手紙によって、その記憶が甦ったかなんかは分かりませんが、変更、このだから今までの説明を変更するというのでよろしいですか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人

皆川治証人	はい。これまでですね、記載する方法と、しない方法があるとかつてことが、何度も、こうしつこくですね、問われまして、どういうことかなということを考えていたところではありますが、2020年6月22日付けの手紙を読みまして、私が確認したのは、後援会への寄附なのか、また、その選挙期間中の個人への寄附なのかということを探ねて、個人へのものだということでありました。そのことが、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> さん自身の筆によってですね、手紙が書かれていると。筆っていうかこれ、タイプされたものでありましたけども、手紙に書かれているということでもあります。
佐藤博幸委員長	秋葉委員
秋葉雄委員	いずれにしても説明を変更するということですよ。記憶にないということ。電話した記憶がないということではないということですね。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。これまで、皆様方からご指摘があったような形の電話ということは、記憶がございませんでしたけども、あのどこかですね、私、この後援会への寄附なのか、それとも、個人へのものなのかということは確認したというふうに思いますので、それが当日だったのではないかというふうに、今思っております。
佐藤博幸委員長	秋葉委員
秋葉雄委員	別のことをお聞きします。領収書の発行について、市長はこれまでも、領収書を発行しておりませんでしたということをおっしゃってございましたけれども、例えば、後援会だとか政治資金管理団体への寄附なんかについては、領収書発行されておりましたですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。それはされていると思います。今回はですね、これが報道機関の皆様や、また、議員の皆様も、ちょっと分かりづらい点だと思うんですが、選挙期間中への個人への寄附ということでございまして、また、私に渡してくれた <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> さんからもそのような求めがございましたので、発行には至らなかったというものであります。
佐藤博幸委員長	いいですか。はい、ほかにございませんか。佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	10月、2月20日の22日付けの手紙を見て、その電話については、そのことを、お話を支援者のほうにして、後援会のほうになるのか、個人になるのかというふうに電話をして、個人だというふうに言っております。 前回の支援者の、10月9日しつこく報道されていてと言っていましたけれども、記載する方法と記載しない方法があると、どちらかにしますかということをおかれて、自分としては、後援会だとかそういう知識はなかったというようなことを証言して、自由に使ってくださいみたいな証言をしています、確か。ちょっと待ってください。

	(「してないよ、その証言」「証言していませんよ」と言う者あり)
佐藤博幸委員長	静かにお願いします。発言中ですので。
佐藤昌哉委員	自分はそういう知識がなかったの、ということは多分証言していると思います。 (何事か言う者あり) ただ、その中で、いきなりその電話で、その後援団体あるいは個人のどちらかにしますかということで、個人ですというふうに言われたということですが、やり取りについて、正確にもう一度、電話のやり取りについての正確を期するため、どういうやり取りがあったのか、支援者の方は明確にそういうふうに証言していましたので。市長自身はそのやり取りについて、詳しく説明していただきたいと思います。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。ちょっとそのやり取り、詳細分かりませんが、先ほどから申し上げているとおりです。これ手紙、私も[ ]から預かっておりますけれども、見ていただければ何が書いてあるか、今申し上げたことが書いてありますので、お読みいただければ、分かると思います。
佐藤博幸委員長	佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	私言っているのは、あなたが直接その支援者にかけた電話、10月9日の夜。 (「あの、すいません。何を質問したいのかよく分からないんですが。」と言う者あり) 電話の内容。電話のやり取りについて、正確に教えてくださいということ。 (「先ほど申し上げたとおりであります。」と言う者あり)
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。先ほど申し上げたとおりでありまして、後援会への寄附なのか、それとも、この選挙期間中でありましたので、私個人への寄附なのか、確認をいたしまして、個人への寄附だということでありました。
佐藤博幸委員長	ほかにございますか。尾形委員
尾形昌彦委員	はい。すいません。内容については思い出せる範囲で思い出されたということだと思います。一方で、しつこいですが、記載する方法としない方法があるが、どちらにするかという打診はしてないということによろしいのでしょうか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。先ほどからこれ申し上げているとおりであります。これは憶測、おそらくという話になりますけれども、[ ]さんは、先ほどから申し上げているとおり、その後援会への寄附だとか、あるいは選挙期間中の個人への寄附だとか、おそらくお分かりになってないんだと思

	ます。今も多分分かってないんじゃないかというふうに思います。
佐藤博幸委員長	はい、いいですか。尾形委員
尾形昌彦委員	はい。打診をしたかどうかを問うておりますので、そういう打診をしたかどうか、教えてください。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。私が確認したのは先ほど来、申し上げているとおりであります。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	はい。そうすると記載する方法しない方法があるがどちらにするかということは言っていないということによろしいですよ。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。ですから、ここは■■■さんが、どのようにお考えになかったのかということかと思えますけども、おそらく後援会への寄附として、この記載をするのかどうかというようなこと。また、その選挙期間中の個人への寄附として、取り扱うのかということについてですね、■■■さんが、そのような考えになったんじゃないかというふうに思いますが、私はその認識については分かりかねます。
佐藤博幸委員長	お待ちください。皆川証人に申し上げます。一問一答方式で聞かれたことだけにお答えください。尾形委員
尾形昌彦委員	はい。支援者の受けとめではなくて、あなたがその記載する方法としない方法があるがどちらにするかという打診をしたかどうかというだけ聞きたいんですけれども。そこはどうですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。何度も申し上げますが、私が確認をしたのは後援会への寄附なのか、それとも選挙期間中の私、個人への寄附なのかということを確認させたというものでありまして。何かその発言を。それでございます。
佐藤博幸委員長	ほかにございますか。石井委員
石井清則委員	はい。先ほど手紙せつかくあるんですけども手続きが違うということでしたので、一応確認させてもらいますけれども。 この手紙の内容としては、その夜お礼の電話があり、政治献金として後援会に入れるのか、個人のものとしてよいのかが問われたので、私の名前が出ないように個人で自由に使ってくれてもいいという返事はしたというようなことが手紙のほうに書いてあります。皆川市長が確認したもの、同じものですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。私が確認した手紙と同じであります。
佐藤博幸委員長	石井委員
石井清則委員	はい。それでは100万円授受後の支援者とのやり取りについて、

	少し聞きたいと思いますけども、100万円の寄附を受けるにあたり、政策的な要求等はございましたでしょうか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。全くございません。
佐藤博幸委員長	石井委員
石井清則委員	<p>直接かどうかということはありませんけども、先ほど現在紹介されていますこの手紙の中に、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>ここからは、手紙原文そのままですが、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>という記載があります。</p> <p>また、私の願いは、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span><span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>などの記述があります。こういった政策的な要求、複数回あったのか、それとも市長には直接なかったということなのか、確認いたします。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>はい。これは議員の皆様も、委員の皆様もご存知のとおりですね、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXX</span>氏が、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXX</span>のことについて、様々、新聞などでですね、提言されているということは、広く知られているところでございます。</p> <p>私自身に対しても、直近で言いますと2021年、昨年5月頃ですね、これいつまでに実現できなければ支援者となることはできないといったような手紙もありました。</p> <p>(「委員長、委員長」と言う者あり)</p> <p>私はちょっと、ちょっと強いなというふうに思いました。</p> <p>(「今は。今は支援者100万円授受の…」と言う者あり)</p>
佐藤博幸委員長	はい、少々お待ちください。今、証人の発言途中ですが、以上でいいですか。
皆川治証人	<p>いや、あの途中までだったんですけども。そういう相当強いなというふうに受け止めたところでありまして。私は、この<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXX</span>の問題っていうのは、これ私の考えであります…</p> <p>(「委員長」と言う者あり)</p>
佐藤博幸委員長	<p>皆川証人に申し上げます。</p> <p>(「はい」と言う者あり)</p> <p>今は、平成29年10月9日に受け取った100万円の授受後のやり取りですので、そのことについて、お答え願いますようお願いいたします。</p> <p>(「授受後のこと聞いていますよ。」と言う者あり)</p> <p>授受後。はい。</p> <p>(「授受後としか…」と言う者あり)</p> <p>授受後そのやり取りですから、その内容を…。</p> <p>(「委員長」と言う者あり)</p>

	<p>少々お待ちください。話の展開がですね、尋問の内容が…。</p> <p>(「委員長」と言う者あり)</p> <p>実態に飛躍しているように思われますので、そのへん配慮してお願いします。石井委員</p>
石井清則委員	<p>委員長に確認させていただきます。授受後とは、いつからいつまでですか。限りのことですか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>その日、限りです。もしくは翌日です。先ほどから、皆川証人発言ありましたけれども、6月22日の手紙のやり取りについては、今回の尋問事項とは、かけ離れております。石井委員</p>
石井清則委員	<p>そのような説明では進んでなかったと思いますけども。「授受後」でするので、授受が終わってからこれまでじゃないんですか。</p> <p>(何事か言う者あり)</p>
佐藤博幸委員長	<p>もう一度申し上げますが、繰り返しになりますけれども、平成29年10月9日の100万円の授受後のやり取りについて…。</p>
石井清則委員	<p>授受後でしょう今も。今も授受後じゃないんですか。</p> <p>(「委員長」と言う者あり)</p>
佐藤博幸委員長	<p>草島委員</p>
草島進一委員	<p>そうしたら、前回の■■■■氏の証人尋問のときもそういうやり方されて、結局、質問ができなかったんですけれども。そうしたら、その授受後、1日後からこれまでの間のやり取りについては、どの段階で質問すればいいんですか。質問確保、どこにされるんですか。お伺いします。</p>
佐藤博幸委員長	<p>今は、尋問番号の(3)についてやっておりますので、この100万円の授受後、支援者とのやり取りについてお伺いしているんです。よろしいですか。</p> <p>(「やり取りですよ。やり取りで、そのだから今、おっしゃった1日までというならば、1日後から今までの間のやり取りについては、どこで質問できるんですか。明確にしてください。）」と言う者あり)</p> <p>はい。それでは申し上げます。ただいま、法律の助言者からのアドバイスがございました。100万円を授受した平成29年10月9日から現在までと考えていいのではないかということでした。ただ、先ほどから申し上げているとおり、事前の通告それから尋問事項にはですね、含まれていませんでしたので、そのへんの配慮をしながらお願いしたいと思います。続けてください。石井委員</p>
石井清則委員	<p>先ほど答弁が途中になりましたので、すいません。ごたごたしたので、再度質問させていただきます。</p> <p>私が、先ほど来、紹介されている同じことを言います。先ほど、途中で止まったので。先ほど紹介されている、この独自で入手した手紙ですけれども、それに関しては、■■■■に関して、冒頭のあたりで、</p>





	たと思います。
佐藤博幸委員長	石井委員
石井清則委員	委員会で請求した場合、先ほどいろいろと手続き上のことがありましたので、この手紙を証拠として、開示することというのは可能でしょうか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。これは、私は全く構わないところであります。
佐藤博幸委員長	はい、ほかにございますか。田中委員
田中宏委員	ただいま、証拠といえますか、根拠として提示されている手紙という話なんですけども、今、百条調査権の概要の手引き12ページ見ておきますと、議長名で請求をするということが書いてあると思います。 なので、例えば、この場で休憩を取って、議長名で請求をして、それで、その内容について協議をするということは、非常にこの今回の貴重な委員会の機会を無駄に使わないという意味で有益なのではないかと思いますが、委員長のご判断をお願いします。
佐藤博幸委員長	先ほど申し上げましたように、この委員会で決定したことについて、議長名で、当事者に記録の請求をするという手続きになりますので、この場で、委員会で決定したとしても、議長に諮ってからでないと、正式な手続きを踏んでからでないとできませんので、この判断はここではできません。田中委員
田中宏委員	議長に諮ればいいんじゃないですか。そうできない理由を教えてください。
佐藤博幸委員長	もう一度申し上げます。この委員会で、この記録の請求について、議題にして、そして決定をして、議長にあげていくものでありますので、この場ですぐというわけにはいきません。以上です。田中委員
田中宏委員	分かりますけれども、ただし、今、貴重な機会ですけれども、この今、石井委員、草島委員が話している独自調査によって入手された手紙と、あと今、市長から言及あった手紙の件ですけれども、これについて、皆さん、文面ご覧にならないで、議論しても、曖昧なところが残ると思います。 それで、今は通常の手続きとは、少々違うかもしれませんが、この委員会の中で決議して、それで議長に諮って、それでその中で共有を図るということは可能かなと思って提案いたしました。
佐藤博幸委員長	はい。何回も申し上げます。繰り返しになりますが、正式な手続きを踏んで行います。以上です。 はい、ほかにございますか。無ければ進めます。よろしいですか。 それでは、委員尋問、尋問番号1の(3)の尋問漏れはございませんか。 それでは、尋問番号1の全体を通して漏れはございませんか。はい、

	<p>無いようです。進めます。</p> <p>次に、尋問番号2選挙資金管理と支援者から渡された100万円の取り扱いについてであります。</p> <p>(1)選挙資金管理における市長と出納責任者の役割分担について、私から主尋問を行います。</p> <p>平成29年10月15日執行の鶴岡市長選挙の出納責任者の選任決定はいつ行いましたか。皆川証人</p>
皆川治証人	<p>平成29年10月の市長選挙の出納責任者につきましては、私の後援会の会計責任者もお願いしている方でありまして、その意味では、正式には10月8日から選挙期間が始まるわけではありますが、その前に後援会の会計責任者もお願いしている流れで、選挙の出納責任者もやるということが、お願いされていたというふうに理解しております。</p>
佐藤博幸委員長	<p>どこで、どのような場所で決定を行いましたか。</p>
皆川治証人	<p>はい。これは正式にどこということころは、あれだと思いますが、確か7月頃には、選挙に向けて、事務所開きなども行っておりますので、その頃から後援会の会計責任者が、選挙の出納責任者になるということで、正式にそういう意味では就任をしたというのは、この選挙の出納事務が始まった期間からというふうに理解しております。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。次にまいります。請求資金の管理について、出納責任者とは、どのような役割分担をしていましたか。皆川証人</p>
皆川治証人	<p>この選挙の資金について、私から提供しまして、その支出の管理を、この出納責任者をお願いをしていたというのが実態であります。</p>
佐藤博幸委員長	<p>以上で主尋問を終わります。</p> <p>次に、委員尋問にまいります。委員の方の尋問、お願いします。</p> <p>五十嵐委員</p>
五十嵐一彦委員	<p>その選挙資金の収支に関する記録の方法については、出納責任者に具体的な指示は出しておりましたでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>皆川証人</p>
皆川治証人	<p>そういった私から出納事務についての具体的な記録の保存とか、そういった指示については、していないところであります。</p>
佐藤博幸委員長	<p>五十嵐委員</p>
五十嵐一彦委員	<p>収支に関してですね、記録を残すということは非常に大事なことであると思いますが、その出納簿の作成について、特に指示はしてなかったのですか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>皆川証人</p>
皆川治証人	<p>この点につきましては、今日、補佐人として■■■■、■■■■に同席をいただいておりますけれども、出納整理簿がないというようなことについては、厳しく指導されまして、事後的になりますけれども、復元をしたところであります。ただ、これおそらくですね、今日</p>

	<p>同席されている委員の皆様も、出納管理簿までですね、整理されているかっていうと、そこまでではないので、この出納責任者については、一般的な仕事を私はさせていただいたというふうに思っております。</p>
佐藤博幸委員長	<p>再度、皆川証人に申し上げます。聞かれたことだけにお答えください。ほかに委員ございませんか。五十嵐委員</p>
五十嵐一彦委員	<p>これまでの調査によりますと、選挙資金、少ない金額ではない、そういう何十万単位のお金になりますけど、その管理が、その紙袋に入れて管理していたというようなことございましたけど、それは、その管理の仕方について、特に…</p> <p>（「委員長、発言していけない発言です。発言止めてください。」と言う者あり）</p>
佐藤博幸委員長	<p>調査によればという発言ですので、よろしいかと思えます。はい。五十嵐委員、続けてください。</p> <p>（「何の調査か具体的にしないと秘密の暴露になってしまいますよ。」と言う者あり）</p>
佐藤博幸委員長	<p>五十嵐委員。続けてください。</p>
五十嵐一彦委員	<p>そういった管理の仕方、具体的な現金の管理の仕方については、指示は何もやってこなかったということですか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>皆川証人</p>
皆川治証人	<p>はい。先ほど申し上げたとおりでありまして、私から、この選挙に関する資金を提供しまして、その支出の管理、また、選管に提出する収支報告書の提出については、この出納責任者をお願いをしていたというものであります。</p>
佐藤博幸委員長	<p>五十嵐委員</p>
五十嵐一彦委員	<p>その必要な資金を市長から責任者に渡していたということでしたが、出納責任者に、その資金を渡すタイミング、また、その金額については、どのような決め方をしていたのでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>皆川証人</p>
皆川治証人	<p>はい。平成29年10月執行の市長選挙でありますので、これすでに出納整理簿をですね、出納管理簿ですか、記録として提出しておりますけども、そこに記載されているとおり、必要な額をお渡しするということでありまして、会計責任者のほうから、このくらい必要だとか、あるいは、あらかじめ私のほうから、このくらい必要だろうというようなことでお渡しをするというような形でやっておりました。</p>
佐藤博幸委員長	<p>五十嵐委員</p>
五十嵐一彦委員	<p>その費用の収支の報告については、出納責任者から、どのくらいの頻度で、市長は受けていたのでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>皆川証人</p>
皆川治証人	<p>はい。支出のところは、出納責任者にお任せをしております、資</p>

	<p>金がこのぐらい必要だというようなことがあれば、それを用意して、お渡しをしていたということでもあります。</p>
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	<p>出納責任者に、必要なお金を渡していたということでもありますけど、結構、大きなお金になるわけです。その受け渡しを明らかにするために、通常ですと受渡書のようなものを作成して、やり取りするのが適正な処理だと思うんですけど、そういったものは全く作成していなかったということですか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>はい。そこまで、その組織がしっかりしていればですね、そういうこともできるのかもしれませんが、おそらくこの地方選挙において、なかなか、そこまでできているところはないかというふうに思いますが。ただ、これ弁護士さんからも厳しく指導された点でありまして、出納整理簿をしっかり整理しておくべきだったというふうに思っております。</p>
佐藤博幸委員長	<p>ほかにございますか。ありませんか。ないようです。進めます。 それでは尋問番号の2、(1)の尋問漏れはございませんか。ないようです。 それでは(2)100万円の授受に関する出納責任者へ伝達報告について伺います。主尋問を行います。 あなたは、平成29年10月9日に、支援者から受け取った100万円について、出納責任者へ説明をしましたか。</p>
皆川治証人	<p>はい。その100万円を受け取ったというような説明はしておりません。</p>
佐藤博幸委員長	<p>以上で主尋問を終わります。 続いて、委員尋問にまいります。委員の方、お願いします。五十嵐委員</p>
五十嵐一彦委員	<p>今、説明はしていないということでしたけど、その100万円の寄附の存在、寄附のことを、出納責任者に説明したのはいつになりますか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>この■■■さんからの100万円について、2021年8月28日に、お返しにご自宅に伺ったわけでありましてけれども、その返した後だったと思っておりますけども、この出納責任者のほうに説明しております。</p>
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	<p>10月9日に支援者から寄附としてもらったものを、それを翌日に出納責任者に渡した。通常でしたら、その10月10日、渡す時点で説明するのが、当然なのかなと思っておりますけど、なぜそのときに説明しなかったんですか。</p>

佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。これ、これまでも説明、少しさせていただきましたが、選挙運動期間中の寄附ということが、少し特殊になっておりまして、個人への寄附ということで、受け取ったわけでありまして、それを的確に収支報告書に記載するところを、失念してしまったと。ですから、知識不足と失念ということが重なりまして、出納責任者に対して的確な説明がなされなかったというものであります。
佐藤博幸委員長	委員尋問を続けます。ほかの委員ございませんか。ないようです。ありますか。黒井委員。
黒井浩之委員	はい。今、8月に伝えたというお話でしたけれども、どのような状況で、どういった方法で伝えたんでしょうか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。これは令和3年8月28日にお返しをしているわけなんですけれども、お返しに伺ったということなわけですが、おそらく、その日だったと思いますが、事務所の方で直接、お伝えしたというふうに思います。
佐藤博幸委員長	黒井委員
黒井浩之委員	事務所で周りにも人がいたような状況で、直接お話しして伝えたということよろしいですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。周りに誰かいたか、ちょっと記憶がありませんが、事務所で確かお伝えしたと思います。
佐藤博幸委員長	黒井委員
黒井浩之委員	そのとき、どういう言葉で、どういうふうに伝えましたか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。これはいただいた寄附を今日返してきたということを伝えております。
佐藤博幸委員長	黒井委員
黒井浩之委員	伝えるときに、いただいた寄附ということであれば、そのときに、会計責任者、出納責任者に対して、記載を促すような、記載漏れであるというふうなことでの処理に対する指示をしなかったんですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。当時は、もう今、訂正しておりますが、余剰金としてお返しできるものと思って、返したところでありまして、収支報告書の修正まで必要ないというふうに、私考えておりまして、修正の指示はしておりません。
佐藤博幸委員長	黒井委員
黒井浩之委員	はい。余剰金があったのを返したという以前に、寄附として受け取ったということを出納責任者に伝えているわけです。すると、やっぱ

	り出納責任者の責任においても、会計処理をする必要が出てくるとは思うんですが。市長自身は返したというのではなくて、いただいたお金に対する認識が、そのときは、すでに寄附金だという認識があったと思うので、それに対する収支報告書の訂正の指示は、8月にはしなかったんですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。しておりません。これ、後ほどのやり取りにもあるのかもしれませんが、このお返しをするというタイミングで、収支報告書の記載がないということが、これに対する訂正などが生じた場合に、非難をされるというようなことが懸念されまして、そういったこともありまして、これは、余剰金であるので、それを返してしまえば、訂正までは必要ではないんじゃないかというふうに、当時、考えたところであります。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。はい、ほかにございませんか。 はい。それでは確認です。ただいまの尋問番号2(2)の尋問漏れはございませんか。 はい。進めます。(3)100万の処理に係る出納責任者への指示等について伺います。私から主尋問を行います。 あなたは、支援者から受け取った100万円を出納責任者へいつ渡しましたか。皆川証人
皆川治証人	はい。これ、先ほど申し上げておりますが、平成29年10月9日に、この寄附を受けまして、その翌日に、出納責任者に渡しております。
佐藤博幸委員長	はい。それは、どこで渡しましたか。
皆川治証人	はい。ちょっと、どこでというところが、はっきりしませんけども、事務所だったか、あるいは、自宅というような場合もありますし、ちょっと、その点は、はっきりしないところであります。
佐藤博幸委員長	はい。それでは、また確認になりますが、そのとき、出納責任者に、どのような説明や指示をしましたか。
皆川治証人	はい。先ほど来申し上げておりますとおり、特に指示はしておりせん。
佐藤博幸委員長	はい。以上で、私からの主尋問を終わります。 続いて、委員尋問に移ります。五十嵐委員
五十嵐一彦委員	その10月10日に渡したっていうのは、選挙運動のさなかになるわけですけど、渡した時間というのは、正確に覚えていますか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。申し訳ございません。本当に、あの選挙期間に入りまして、10月9日の寄附のことも、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> さんが、いろんな記録なども取られているようではありますが、そういったことも併せて、ああそうだった

	かなというふうに思っているところでありまして、出納責任者とのやり取りってというのは、様々なところでありましたので、いつどこでというところまでは、正直覚えていないところであります。
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	100万円という大金を渡すに当たってですね、ある程度、その、事務所に行ってすぐの時間なのか、そういったことも記憶にないってということですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。申し訳ございません。この平成29年の選挙のときには、最初に100万円、これ10月3日だったと思いますけども、その次に、10月10日に100万、そして、10月19日に30万円と3回渡しているんですが、ちょっと、その、いつどこでというところまでは、覚えていないところであります。
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	前日にもらった状態、そのままの状態で渡したという記憶はありますか。
証人	はい。申し訳ありません。その点も覚えてないところであります。
佐藤博幸委員長	ほかに。五十嵐委員
五十嵐一彦委員	時間もよく、場所もよく記憶にないということでしたので、その場にほかに誰かいたかということも、記憶にないってことですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
証人	はい。あの、覚えておりません。
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	令和3年12月27日、議員全員協議会で、あなたは受領した寄附は、自己資金の立替えとして出納責任者に渡したと資料に記して配付して説明しております。よく分からないんですけど、この自己資金の立替っていう意味が、ちょっとよく分からないんですけど、ちょっと説明していただけますか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。あと、もう、現状ではですね、寄附金として記載をいたしまして、訂正をさせていただきました。そういう意味では、もう、あまり意味のある議論とは思えないわけではありますが… (何事か言う者あり) この自己資金の立替という意味はですね、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> さんから100万円をいただいたと。ただ、私自身は自身のお金でこの選挙運動の費用は賄おうと思っておりました。そこに突然、100万円お持ちになられまして、これ、ないとしてもですね、自身のお金でやろうとしていたものでありますので、そのお返しする際の整理としてですね、これは、自己資金で、まず立て替えさせてもらって、渡したものは、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> さん

	<p>のお金なわけですけども、これは自己資金の立て替えというような位置付けで渡しまして、したがって100万円余ったので、お返ししようというふうに考えたのが、8月28日、令和3年ですね、2021年8月28日のことであります。</p>
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	<p>その渡した時点では、はっきりと、これは寄附じゃなくて、自己資金の立替えとして、渡そうという意識で渡したということですか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>はい。本当に、選挙戦2日目でバタバタしておりまして、自身の資金を出納責任者に渡そうと思っておりましたが、ちょうど手元にいただいた100万円がありましたので、特に説明せずに渡してしまったということであります。</p>
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	<p>今の説明ですと、たまたま、手元に寄附としていただいた100万円があったので、それを流用して、自己資金として、出納責任者に渡したと。そういうことですね。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>はい。これ、先ほど来申し上げておりますとおり、10月10日に、<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>さんからの、このいただいた寄附について、出納責任者に渡した、そのことについて、既に収支報告書の訂正をさせていただいておりますので、12月27日の説明については、もう既に訂正させていただいているところであります。</p>
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	<p>訂正した時点では、そうするとそれは、自己資金の立替ではなくて、寄附として渡したということになったということですね。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>そこらへんは、とにかく手元にあったお金をですね、出納責任者に渡したというものでありまして、これを寄附としてしっかり記載すべきだったというふうに思いますが、選挙期間中の個人への寄附の取り扱い、また忙しさの中で、失念をしたと。知識不足と失念が重なったというものであります。</p>
佐藤博幸委員長	秋葉委員
秋葉雄委員	<p>重ねてお伺いします。自己資金の立て替えという説明を12月27日にはされておりました。それは、お認めになると思うんですけども、その自己資金の立替えっていうことが、どういう意味合いを持つかということは、お考えになりませんか。</p> <p>収支報告書に記入するっていうときには、自己資金とあとはその他の収入しかないんですよ。その他の収入のところ、寄附金というのが入って来るわけですけども。その会計上の収支報告書上の記述の</p>



	中に、自己資金ってあるわけですから、自己資金ということになれば、一旦、自分のものにしたってということになるんですよね。それで、自分の物にしたお金を、選挙費用に出したってということになるわけなので、それは寄附金とは、もう全く違う。今、訂正されているからっていうふうにおっしゃいましたけども、12月27日の時点の説明では、そういう扱いになっていたわけです。この点について説明していただけますか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。令和3年の、2021年8月28日にお返しに伺ったという、その返すときの整理ですね。これが自己資金の立替えとして、この100万を充てたということで、結果として、100万円使わずに余ったというふうに考えて、お返しに行ったというものでありますが、この点については、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> さんのほうからも、ちょっとそれは分からないという指摘がありまして、出納責任者に渡したのは、確かに、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> さんからのお金でありますので、これを寄附として、しっかり記載して訂正をさせていただいたというものであります。
佐藤博幸委員長	はい。ほかにございますか。黒井委員
黒井浩之委員	ちょっと質問戻りますけれども、出納責任者に、8月に支援者に返した後で、何か報告したということですが、それ会計処理とか、特に求めることもなく、ただ返して、まず終わることができるというふうに考えたのであれば、なぜ出納責任者にそういった報告をしたのか伺います。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	ちょっと、質問の趣旨が。どういった趣旨でしょうか。
佐藤博幸委員長	黒井委員
黒井浩之委員	それまで、ずっと、出納責任者には、お伝えすることなくいたわけですが、そのお金を、いわゆる、返した、渡した後で、結果的な報告を出納責任者にされた。それは、何のために報告をしたのか。会計処理を促すためでないとする、何のために8月に出納責任者に、その報告を入れておいたのか、その狙いといいますか、そこを伺います。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。この出納責任者、また、後援会の会計責任者とは、私の様々な政治活動において、日頃からよく連絡を取りあっておりますので、このことも説明しておかなければいけないというふうに思ったところであります。
佐藤博幸委員長	黒井委員
黒井浩之委員	先ほどから、12月27日の全員協議会の説明では、そのときには、出納責任者に、いつ渡したのかと、問いかけた際には当時の記憶がな

	<p>いということでありましたけれども、10月10日にすぐ渡したと、翌日に渡したというような説明が、その次の説明であったわけですが、例えば翌日にすぐ渡したのであれば、そういった記憶というのは、残っているかと思うんですけれども、その10月10日にすぐ渡したという何か確実な証拠はあるのでしょうか。</p> <p>ないとすれば、記憶がなぜ、翌日だというふうな記憶がされていたのか、その辺の状況を伺いたいと思います。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>はい。この出納整理簿をですね、整理をする中で、出納責任者と通帳なども確認をいたしました。先ほど申し上げたとおり、収入の日付、また支出の状況なども確認をいたしまして、10月9日にいただいた寄附について、10月10日に出納責任者に渡して、この選挙の資金に充てられたということを確認したところであります。</p>
佐藤博幸委員長	黒井委員
黒井浩之委員	<p>それは10月10日というふうに確定できるような整理がなされたということですか、様々な状況から。何も証拠としてはないわけですが。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>翌日に渡したというふうに思いますし、その10月10日以降の支出の状況を考えても、10日にはですね、10日かあるいは11日には、この寄附を渡す必要があったというふうに記憶しておりますので、10日に渡しております。</p>
佐藤博幸委員長	黒井委員
黒井浩之委員	<p>ちょっと、少し質問を変えますけれども、選挙運動費用収支報告書に添付されていますけれども領収書。その領収書の宛名を見ますと、皆川治後援会宛の領収書もあれば、様々な宛名の領収書があるようでした。</p> <p>後援会の収支と選挙運動の収支というのは、例えば支出する際に、初めからこれは後援会、これは選挙運動、縦分けて支出なり、するわけではなくて、最後に、様々、領収書を見た上で、振り分けているというふうな、そういった形の整理をしていたわけでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>いえ、違います。これ選挙期間中の収支については、選挙の収支ということやっておりますし、また、後援会活動については、後援会活動ということで区別してやっております。この選挙の収支について、収入についてはですね、現金だけで扱うというやり方をとっております。区分してやっております。</p>
佐藤博幸委員長	黒井委員
黒井浩之委員	選挙運動のほうの領収書にも皆川治後援会という宛名の領収書があ

	りましたけれども、その辺については、どういった事情で。領収書を貰う際にきちんと示さなかったということなのか、どのような事情でしょうか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。これはおそらく、その領収書を発行する側のほうが、後援会というふうに書いてしまう場合もあるんだろうというふうに思います。これはおそらく、ほかの議員でも同じじゃないかと思いますが、選挙運動にかかったものは、選挙運動ということで区別してやっております。
佐藤博幸委員長	はい。ございませんか。よろしいですか。はい。ほかにございませんか。ないようです。 それでは、確認です。尋問番号2の(3)の尋問漏れはございませんか。ないようです。 それでは進めます。(4)100万円の使途について伺います。 主尋問を行います。平成29年10月9日に支援者から渡された100万円は、何に使いましたか。皆川証人
皆川治証人	はい。これは、先ほど来お答えしているとおりであります。10月10日の日に、出納責任者に渡しまして、選挙の費用に充てられたということでございます。
佐藤博幸委員長	はい。以上で、主尋問を終わります。 続いて、委員尋問を行います。五十嵐委員
五十嵐一彦委員	令和3年12月22日の山形新聞の記事には、取材に対して市長は、現金は使っていなかったので返金させていただいたと語っています。なぜ、そのような説明になったか、お答えいただきます。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	先ほど来の質問を聞いていれば、もう分かるんじゃないかと思うんですが、8月28日に返すという整理として、選挙資金の余剰金として返せるというふうに思って、使っていないということでですね、お返ししようというのが、8月28日のお返しに行った時点のことで、それが12月27日の全員協議会でも説明をさせていただいておりますが、そういう整理を申し上げたものであります。これについては、既に訂正をさせていただいているところであります。
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	その使っていなかったので返還したというその説明自体が、その返すときに整理して、そういった説明になったということですね。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。これも先ほど来、何度も説明しております。自己資金の立替えというようなことで、渡したのは■■■さんからの100万円でありましたけれども、本来、私自身の資金で選挙には対応しようと思って

	<p>おりましたので、一旦立て替えさせていただいたもので、したがって、使わなかったので返すというようなことで、8月28日の時点は、お返しに伺ったところではありますが、これについては選挙に充てさせていただいたということで、既に訂正済みであります。</p>
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	<p>すいません。確認ですけど、使っていなかった、実質的に使っていなかったのでお返しするという事は、いつの時点で決めていたんですか。最初からお返しするつもりであったのか。いつ返そうと思ったのか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>はい。令和3年8月28日の少し前に、この収支報告に不記載があるんじゃないかというような情報が、後援会関係者のほうに入りまして、そこで、これは使っていないものとして、お返ししようというようなことで考えたものであります。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、ほかにございませんか。ないようです。進めます。          それでは、確認いたします。尋問番号2(4)の尋問漏れはございませんか。          次に、尋問番号2の全体を通しての漏れはございませんか。ないようです。進めます。          尋問番号3、支援者から渡された100万円の選挙運動費用収支報告書への不記載について、(1)選挙運動費用収支報告書への不記載の事実関係と理由について伺います。          私から主尋問を行います。          あなたは、平成29年10月9日に、支援者から渡された100万円が、令和3年12月23日、1回目の訂正の日付けです、まで収支報告書に不記載になっていたのは事実ですか。</p>
皆川治証人	<p>はい。■■■さんからの寄附については、訂正するまで記載されておりました。</p>
佐藤博幸委員長	<p>次、まいります。          収支報告書に不記載になっていた理由は何ですか。</p>
皆川治証人	<p>はい。これも今日ご説明しておりますけれども、選挙運動期間の個人への寄附ということで、■■■さんの方から寄附がありまして、その収支報告書への記載についての知識不足、また、忙しさの中での的確な処理が失念してしまったというものであります。</p>
佐藤博幸委員長	<p>次にまいります。          先ほどからの質問の中でもお答えがありましたけれども、この項目の中でも確認させていただきます。          支援者は、あなたから平成29年10月9日の夜の電話で、記載する方法としない方法があるとの話があり、記載しなくてもよいと回答</p>

	<p>したとし、しかも間違いはない明確に記憶しているとも話されていますが、その後、結果として不記載となっていたことで一致したことになりますが、この電話でのやり取りがあったことは事実ですか。</p>
皆川治証人	<p>はい。この点も先ほど説明させていただきました。2020年6月22日の[ ]への[ ]氏からの手紙の中に、[ ]氏が書いているわけでありませうども、[ ] [ ] [ ]ということが、この手紙に書いてありまして、やり取りがあったのは、そのことだというふうに考えております。</p>
佐藤博幸委員長	<p>以上で私からの主尋問を終わります。 続いて、委員尋問にまいります。石塚議員</p>
石塚慶委員	<p>はい。収支報告書への不記載の理由、事実関係も含めて数点、確認させていただきます。 まず一つ、100万円を寄附されて収支報告書に不記載だったことは、違法であるという認識はありましたでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>はい。この知識不足と忙しさの中で失念していたものでありまして、違法というような認識はございません。</p>
佐藤博幸委員長	石塚委員
石塚慶委員	<p>はい。違法という認識がないということですが、これは今の時点でもないということでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>はい。これにつきましては、もう既に必要な訂正を行っているところでありまして、もう既に処理をしたものというふうに考えております。</p>
佐藤博幸委員長	石塚委員
石塚慶委員	<p>処理をする前は、それは違法だったという認識は、今は持っているということでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>はい。それについては、私が判断する立場にはございませんので、適正じゃない状態を是正したというものであります。</p>
佐藤博幸委員長	石塚委員
石塚慶委員	<p>はい。それではちょっと質問を変えまして、先ほど来10月10日に出納責任者のほうに、いただいた100万円を渡したということでお話をいただいておりますが、渡した場所やどのような時間帯だったか、忙しさもあって、全く覚えていないということだったんですけども、これ事実として不記載はあったということなわけなので、先ほどもお答えいただいたとおり、不記載だった事実はあるので、これ渡してい</p>

	ないという可能性はありませんか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	ございません。10月10日に渡しております。
佐藤博幸委員長	石塚委員
石塚慶委員	はい、それではちょっと出納責任者の職務について、ちょっと長くなりますが、ちょっとご質問いたします。 出納責任者は、会計帳簿を備え、選挙運動に関する全ての寄附及びその他収入、選挙運動に関する寄附をした者の氏名、住所、職業並びに寄附金額及び年月日、選挙運動に関するすべての支出、選挙運動に関する支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日、これを記載しなければならない。これに違反して、会計帳簿を備えず、また、会計帳簿への記載を怠り、もしくは虚偽記載した場合は罰則の適用がある、と公職選挙にあります。これらの認識は市長としてはありましたでしょうか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい、ちょっと今、非常に読み上げておられましたけども、ちょっと、その正確にどういうものかということは、私は分かりかねますが。ただ、選挙の収支報告を適正に処理しなければいけないということは、当然、認識しております。
佐藤博幸委員長	石塚委員
石塚慶委員	すいません。早口でわーっと言ったのであれですけども、一番最後の部分ですね。会計帳簿を備えず、または会計帳簿への記載を怠り、虚偽記載があった場合は、罰則の適用があるというところなんですけども、ここについての認識を、お伺いします。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。法令のルールの下で行われていることは、認識をしております。ただ、出納責任者については、今日ご説明申し上げているとおり、私のほうから、的確な指示、伝達をしなかったものでありまして、出納責任者に一切責任ないところであります。
佐藤博幸委員長	石塚委員
石塚慶委員	はい。ただいま、出納責任者に責任はないというようなお話だったんですけども、今読み上げたような状況が結果として訂正をされているってということで、正しく記載をされていなかった状況だと思うんですけども、これについて自分に責任があるということなんですけど、自身の責任については、どのように受けとめていらっしゃいますでしょうか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。知識不足と忙しさの中で失念したものでありまして、これについては、すでに訂正しているものであります。

	<p>新政クラブの皆様も、政務活動費の問題、様々訂正されているよう でありますけれども、そうしたことについても公平性を期するのであ れば、私のことだけでなく、しっかり対応すべきではないかというふ うに考えております。</p>
佐藤博幸委員長	<p>聞かれたことだけお願いします。 （「関係ないことを言っていると思います。」という者あり） 石塚委員</p>
石塚慶委員	<p>はい。それではもう1点、公職選挙法では出納責任者以外の者で、 候補者のために選挙運動に関する寄附を受けた者は、寄附を受けた日 から7日以内に寄附をしたものの氏名、住所及び職業並びに寄附の金 額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければならない と定められております。この認識はありましたでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>はい。そこまで細かいところまで、私、明確に認識して平成29年 の選挙については、携わってなかったというふうに思います。</p>
佐藤博幸委員長	石塚委員
石塚慶委員	<p>はい。寄附をいただいた日に、ネットで処理の方法を検索している ようなんですが、多分ネットで検索するとこの部分も併せて出てくる 気するんですが、その辺の確認はされませんでしたでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>はい。私が確認をしたのは、選挙運動期間中の寄附というものが、 後援会への寄附ということと、どういう関係なるのかなということ を確認したものでありまして、この選挙運動期間中は、その他の期間と 異なりまして、個人への寄附は認められているというところまで、確 認したものでありまして、さらに詳細については、確認しておりませ ん。</p>
佐藤博幸委員長	石塚委員
石塚慶委員	<p>不記載と併せて、この部分についても、当時、公職選挙法違反状態 だったというふうに考えますが、その辺について受けとめはいかがで しょうか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>はい。違反かどうかということについては、私、判断する立場にご ざいませぬ。</p>
佐藤博幸委員長	石塚委員
石塚慶委員	<p>はい。それでは、質問を変えます。なかなか収入について先ほども いろいろ復元したというお話だったんですけども、復元をせざるを得 ないような状況。そのような管理だったということだと思っんですが、 他に不記載と思われる収入はありませんでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人

皆川治証人	はい。ございません。既に通帳もこの委員会に提出をさせていただいておりますが、10月3日に100万円、それから10月9日に100万円。10月19日に30万円、それが収入の全てでございます。
佐藤博幸委員長	石塚委員
石塚慶委員	通帳の管理は、記載されているとおりでと思うんですけども、現金で管理を選挙中はしていたということなので、現金で入ってきたものについては、証拠が残らないと思うんですが、それも踏まえて、不記載と思われる収入はないということではなかったのでしょうか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。この選挙の必要な費用については、訂正もさせていただきましたが、必要なものを、この収支報告書に掲載したものでございます。これ以上のものはございません。
佐藤博幸委員長	石塚委員
石塚慶委員	はい。それでは、平成29年の選挙運動収支報告書、これは訂正前のものですが、この訂正前のものは、10月30日と、追加的な形で、12月18日に2回提出しております。 これらの提出前に、この運動収支報告書の内容を確認はいたしましたでしょうか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。すいません。12月18…
石塚慶委員	はい。10月30日に一連ぱっと出て、12月18日に追加みたいな形で2回目という形で、収支報告書2枚提出されているんですが、それぞれ確認したかどうかの確認をしています。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	収支報告書を作成、提出については、出納責任者をお願いしておりますが、提出の直前に私のほうにも、確かお持ちいただいたというふうに思っております。 内容については、ざっと目を通しましたけれども、詳しくは見てなかったところでもあります。
佐藤博幸委員長	はい。よろしいですか。ほかに委員尋問ございませんか。 黒井委員
黒井浩之委員	1月18日の全員協議会でも、10月10日に寄附として記載すべきだったが、忙しさで失念してしまったということでしたけれども、3年の8月、お返しに行った際には、寄附金として記載すべきであったという認識はなかったわけですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。令和3年8月にお返しをした際には、これ、余剰金としてお返しできるのではないかとというふうに考えたことが一つ。また、この収支報告書の不記載ということが、この訂正が迫られますと、これが



	<p>非難を呼んでしまうというようなこと、これを避けたいというようなことがございました。</p> <p>また、そういったこともございまして、まずお返しをして、ご理解をいただいて、訂正には至らなければいいなというふうに思っていたところであります。</p>
佐藤博幸委員長	黒井委員
黒井浩之委員	<p>要はそのときは、本来であれば寄附金として、処理すべきであろうというふうな認識はありながら、寄附でない形での処理をされたということですか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	そのときというのは、令和3年8月28の話ですか。
佐藤博幸委員長	黒井委員
黒井浩之委員	<p>その8月28日に、そのお返しをして、それをまた出納責任者のほうにも、そういったことをしてきたよということを伝えたときには、出納責任者には、会計上の処理は指示してなかったということでしたけれども、処理をしなかったということは、寄附金として処理をする必要がその段階では感じていなかったと。余剰金として返すということで、寄附金としての処理でない処理をしようとしたということでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	その時点では、寄附金として計上するのではなくて、お返ししようとしたものであります。
佐藤博幸委員長	黒井委員
黒井浩之委員	<p>そのときには、寄附金かもしれないという認識は、そのままであれば記載すれば寄附金として、適正な処理をすべきであったという認識はあったんですか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>その時点では、お返ししようというふうに思ったところでありまして、平成29年10月9日に受領しているわけですが、本人のご理解のもとにお返しをすれば、訂正、寄附の記載というようなことまでです、必要ないんじゃないかというふうに考えたところではありますが、これについては既に訂正をしているところでもあります。</p>
佐藤博幸委員長	黒井委員
黒井浩之委員	<p>その後の訂正でなくて、当時の認識を今伺っているんですけども。その寄附金として、記載をすべきであったというふうに1月18日には我々に説明いただいておりますけれども、寄附金としてすべきであったというふうに、その説明の前段階では、ずっと返したといえますか、余剰金だという説明でしたけれども、どの段階でその寄附金として計上すべきであったというふうに考えたんでしょうか。</p>

佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	12月22日にこの報道がありまして、その前日、12月21日の日でしたけれども、報道の方から、記載されていないのではないかということで取材がございました。その日に、出納責任者と話し合いまして、これは寄附、受領したものをですね、記載しようということで訂正の届出も12月23日に行っております。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。秋葉委員
秋葉雄委員	そうすると確認ですが、今の市長のお答えではですね、12月21日、22日って、報道機関から問い合わせがあったという段階で、訂正をしようということになったということですね。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	12月21日の日に、この記載がされていないと、翌日、報道に出ることがございまして、これについて、出納責任者のほうに記載をするようにしようということで、指示をしております。
佐藤博幸委員長	はい。ほかにございますか。黒井委員
黒井浩之委員	忙しさと知識不足で失念していたというのは、その12月に寄附金であるというふうに記載しようとするのを、もっと早い段階からしなければならぬという認識だったのが、失念していたのかなというふうに受け止めて、今までできましたけれども、その3年の8月に返した段階でも、寄附金という認識もなく、記載しなければならぬということを失念していたということもなく、返すことで一つの結論をみようとしたということで、その12月に寄附金しなければならぬという意識を持った、それまでの間に忙しさと失念したというのは、記載を失念していたということではないわけですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	どういう意味でしょうか。記載を失念していた。
佐藤博幸委員長	黒井委員
黒井浩之委員	選挙運動費用収支報告書に対する記載がないということについて、当時受け取ったお金を記載すべきであったが、忙しさと失念していたと。10月10日にいただいたお金を記載すべきであったけれども、失念していたということで、今まで説明を受けていましたけれども、昨年の8月までには、その記載しなければならぬという意識はなかったというふうに、今のやり取りで聞きましたけれども、そうすると失念ではなくて、意識が違っていた、認識が違っていたということになると思うんですけれども、そのあたりいかがですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。ちょっと質問の趣旨が分かりかねますけれども、いただいた寄附について、先ほど来、申し上げているとおり、選挙期間中の個人への寄附ということで受け取って、それを収支報告書に適正に記載す

	<p>る知識不足、また忙しさの中で失念してしまったというものであります。その後、そのままになってしまったというものであります。</p> <p>それが8月28日の日にですね、このタイミングでも、報道に出るんではないかなというような見込みがありまして、これは自己資金の立替、余剰金としてお返しをして、■■■■さんのご理解を得て、収支報告書の訂正までは至らないようにしようということ考えたものであります。お持ちしたお金は、今も■■■■さんのところに保管されるというふうに承知しております。</p>
佐藤博幸委員長	秋葉委員
秋葉雄委員	<p>確認です。そうすると、12月21日、22日ぐらいに報道機関からの問い合わせがあるまでは、書かなくても、書き換えなくても訂正しなくてもいい、あるいは、その8月28日ぐらいまでは、寄附金という形で、収支報告書に記入しなくてもいいというふうに考えておられたということですか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>はい。12月22日に報道がなされているわけですが、12月21日にそういう報道がなされるということが分かりまして、いただいた寄附をお返しすれば、まず訂正までは、必要ないんじゃないかというふうに思っておりましたけども、訂正がこれは必要だというふうに、12月21日に、その時点で判断をいたしまして、修正することにしたというものであります。</p>
佐藤博幸委員長	秋葉委員
秋葉雄委員	<p>なぜ、8月の段階では訂正しなくてもいい、返してしまえばいいと思われていたのが、12月になって報道されるっていうことになったときには、訂正しなければいけないということに考えるようになったんでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>はい。ですから、これは当時、本当に一生懸命応援してくれた方ありますけれども、その寄附をですね、お持ちになりまして、それが知識不足、それから忙しさの中で、適正な記載を失念してしまって、そして、その適正な記載をですね、これは必要だったことだというふうに思いますけども、12月21日の段階で、これお返しに行つてご理解を得ようとしていたわけですが、これは難しいというふうに判断しまして、訂正をしようというふうに考えたものであります。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、よろしいですか。ほかにございますか。ないようです。</p> <p>それでは、確認します。尋問番号3、(1)の尋問漏れはございませんか。はい、ないようです。進めます。</p> <p>(2)選挙運動費用収支報告書への不記載を、支援者から適正処理を促された事実関係について伺います。</p>

	<p>私から主尋問を行います。あなたは支援者から収支報告書への記載について、適正に処理するように促されたことはありますか。皆川証人</p>
皆川治証人	<p>はい。■■■■さんのほうから、この収支報告書に記載するようにということで、明確に適正な処理を促されたことはなかったと思います。ただ、8月28日の日に、■■■■さんのほうから手紙をいただいております。その中で、自己資金として使ったということを誰にも口外しないので、堂々と説明したらいいんじゃないかと、そういったことが書いてあったというふうに記憶しておりますが、明確に適正な処理を促されたっていうのはなかったんじゃないかというふうに思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。それでは、これで私の主尋問を終わります。続いて、委員尋問に移ります。 委員の方、尋問をお願いいたします。石塚委員</p>
石塚慶委員	<p>はい。一点確認です。報道で支援者から適正処理を、不記載についての適正処理を令和3年の7月頃ですね、複数回促したと報道されている部分もあるんですが、これは事実ではないということなんでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>はい。それは報道機関のほうに確認していただきたいと思います。ちょっと、私はそのような記憶ございません。</p>
佐藤博幸委員長	石塚委員
石塚慶委員	<p>はい。それと先ほどの証言の中に、複数回、お手紙を、この支援者の方からいただいているとありましたけども、その中でも特に、そういった、記載を促すような内容は全くなかったということで、大丈夫でしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>はい。収支報告書にその寄附を記載するようにというような、そういった適正処理を促すようなことはなかったというふうに思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。よろしいですか。ほかの委員ございますか。ないようです。進めます。 確認します。尋問番号3の(2)の尋問漏れはございませんか。ないようです。それでは委員、尋問番号3の全体をとおしての漏れはございませんか。ないようです。進めます。 尋問番号4。令和3年8月28日に、皆川市長が支援者に100万円を渡したことについて。 (1)あなたが支援者に100万円を渡した事実関係と理由について伺います。 あなたが支援者に100万円を渡したのは事実ですか。皆川証人</p>
皆川治証人	<p>はい。渡したのかどうなのかとなると、ちょっとこれは微妙なところ</p>

	ろがあるかと思いますが、令和3年8月の28日の日に、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> さんのご自宅を訪問いたしまして、受け取った寄附と同額の100万円を玄関の上り框のところに置いてきたということであります。
佐藤博幸委員長	次、まいります。その100万円はどのように準備しましたか。 皆川証人
皆川治証人	はい。 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> さんからいただいた寄附と同額の100万円を私、また私の妻、また私の妻の母ですね。義理の母の口座のほうから引き落として用意をして持っていました。
佐藤博幸委員長	次、まいります。あなたは支援者に100万円を渡すとき、理由を言いましたか。 皆川治証人
皆川治証人	はい。これは、お返ししたいということで、そのようにお伝えをしております。ちょっと、そうした詳細なやり取りするような、時間的にも2、3分だったと思いますので、なかなか一度お渡ししたもので、受け取れないというようなことでありましたけども、お返ししたいということで、上がり框のところに置いてきたところでございます。
佐藤博幸委員長	以上で、私からの主尋問を終わります。 続いて委員尋問にまいります。委員の方、尋問をお願いします。 佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	それでは8月28日の件ですけども。初めに、市長が支援者のご自宅へ訪問されたのは、8月28日の何時頃ですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。8月28日の早朝でしたので、7時台ぐらいだったんじゃないかというふうに思います。
佐藤博幸委員長	佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	ほかの家を訪問するには、早い時間だったというふうに通常考えられますけども、なぜその7時半という早朝に訪問されたのですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	7時台頃と申しあげましたけれども、そういった時間帯であれば在宅されているのではないかなというふうに思いまして、朝早い時間でありましたけども、お伺いさせていただいたところであります。
佐藤博幸委員長	佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	はい。先ほど、当日100万円を渡したきっかけ、不記載の関連もありますけれども、こういった不記載を知ったという情報を、先ほどご自身の証言で、関係者の情報があつたということでもありますけれども、その情報については、8月28日の何日くらい前というふうに記憶していますか。
佐藤博幸委員長	皆川証人

皆川治証人	はい。ちょっと正確でないかもしれませんが、一週間ぐらい前だったように思います。はい。
佐藤博幸委員長	佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	そして、関係者からの情報ということで、関係者ということですけども。差し支えなければ詳しく教えていただければと思います。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。これは報道機関のほうから事務所にいる後援会関係者のほうに、そのような不記載があるんじゃないかというようなそういう情報がありまして、8月28の日にですね、この不記載という訂正の前に、ご理解をいただいて、お返しできればということで伺ったところがあります。
佐藤博幸委員長	佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	8月28日という日が1つのポイントになるわけですけども、なぜその8月28日で、なければならなかったということでございます。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。特に、その日でなければいけないってことはないわけでありましてけれども、この報道のほうで、この不記載について報道するんではないかなというふうな予測もいたしまして、そうであれば、この余剰金としてですね、お返しをするということで伺ったところがあります。
佐藤博幸委員長	佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	報道機関から、その一週間前に事務所に連絡があったようだと問い合わせていますか、あったということでありましてけれども、その報道機関とはどちら、正確に知っていますか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。すでに全員協議会でも確か言ったんじゃないかと思いますが、コミュニティ新聞さんでございました。
佐藤博幸委員長	佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	その一週間前に知った後に、その後に、後援会の役員で協議したつというような事実もあるようですが、そのへんは知っていますか。知っていませんか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。この報道がなされるかもしれないということで、何人かで協議をしまして、これはお返ししようということになりまして、8月の28日にお返しに伺ったものであります。
佐藤博幸委員長	佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	そうすると、その後援会の役員協議には、市長ご自身は、出席されていることよろしかったでしょうか。
佐藤博幸委員長	皆川証人

皆川治証人	はい、私も一緒に相談をしまして、お返ししようということになったものであります。
佐藤博幸委員長	佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	はい。一週間くらい前ということで、日時はということですが、場所はどこで行われましたか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	その8月28日の一週間前というのは、そういった報道機関からの情報が、後援会関係者に来た話でありまして、その後ですね、協議をしまして、お返しをすることにしたものでありまして、ちょっと、その一週間前、即座だったかということ、ちょっと時間があつたかと思えます。8月28の直前ぐらいだったんじゃないかと思えますけれども。
佐藤博幸委員長	佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	直前、8月28日から一週間の間ということの、どっかというところだと思いますけれども、協議したメンバーというのは何人で差し支えなければ、個人名はあれですので、肩書きでも呼称でも差し支えない範囲で、教えていただければと思います。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。私の自宅で、後援会長、それから、元県議の、これ■■■■でありますけれども、それから、後援会の者と4人で、当時そうですね、後援会の統括という立場でありましたけれども、4人で相談しております。
佐藤博幸委員長	佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	その席に出納責任者は、出席していましたか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。しておりません。個人の特定などに、個人の特定といっても大体分かるのかもしれませんが、ちょっと、仕事が忙しいというようなこともありまして、ちょっと声をかけなかったんじゃないかと思えます。
佐藤博幸委員長	佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	4人で協議されたということですが、協議した内容と、その経過といいますか、その結論について、教えてください。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。これすでに、先ほどからお話しておりますけれども、この■■■■さんから寄附をいただいたと。これをお返ししようということに、その協議の結果なりまして、8月28日の日に、私と元県議の■■■■とで■■■■さんの所に伺ったということであります。
佐藤博幸委員長	佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	私の知り得る情報では、その協議の中では、不記載を訂正していこ

	<p>うと、そういう関係者の、報道機関を通じて後援会の中では、不記載を訂正していこうというようなことになったようなことをお聞きしております。</p> <p>それは、今、市長がおっしゃったのは、お返しに行こうということで、その協議の中では、結論が出たというふうなことで、申し上げましたけれども。それは、どちらが本当なんですか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>はい。その点は、それは、私の■■■■のことだと思いますが、ちょっと勘違いしていた、あるいは、何かその説明の仕方が不十分だったのではないかと思います。これについては、お返ししようとしたところでございます。</p>
佐藤博幸委員長	佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	<p>はい。確認します。最後、■■■■というような固有名詞おっしゃられましたので、事実ではないということで、確認をさせていただいてよろしいでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。事実ではございません。
佐藤博幸委員長	佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	<p>次に行きます。これも私の情報でありますけれども、8月28日に、あなたは令和3年の今年の市長選に際して、ある労働団体からの推薦を受けるための面接があったとされておりますけれども、されておるようではありますが、これは事実でしょうか。</p> <p>(何事か言う者あり)</p> <p>(「行く時間帯に関係がありますので。」と言う者あり)</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>どこまで拡大していくかなんですが、私の政治活動や、また私生活にまで、既にいろいろ及んでいる部分がありますけれども、必要性が、今、委員の皆さんから、異議が出ているようではありますが、ちょっと、疑問でありますけれども、必要がありますでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	<p>はい。早朝に訪問された時間と、そこに向かって行った場所のこともありますので、そこは、事実の確認ということで、させていただければ、それでいいかと思いますけれども。それでお聞きしております。</p> <p>(「何の関係あるんですか、それ。すみません。委員長、確認してください。」と言う者あり)</p>
佐藤博幸委員長	<p>静かにお願いします。皆川証人</p> <p>(「委員長、すみません。」と言う者あり)</p>
佐藤博幸委員長	<p>静かにお願いします。</p> <p>(「静かにじゃないよ。」と言う者あり)</p>



	<p>皆川証人に尋問しております。</p> <p>(「議事進行、議事進行です。委員長、議事進行」と言う者あり)</p> <p>佐藤昌哉委員</p>
佐藤昌哉委員	<p>要するに、8月28日に100万円を返した理由と、そして、早朝に行った時間帯。なぜ、その日である理由、いろいろそういった関係で事実を確認して、この尋問に答えていただくということですので、事実確認です。全部、関連あることなので、私としては、それは尋問させていただきたいと思います。</p> <p>(「委員長、議事進行出ていますよ。」と言う者あり)</p>
佐藤博幸委員長	石井委員
石井清則委員	<p>先ほどからの答弁で、市長は持って行ったということを認めているわけですが。持って行っていないというのであれば分かりますけれども、持って行ったことを認めているのに、その前後の時間と行動を確認することに、何の意味があるんですか。</p>
佐藤博幸委員長	佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	<p>逆に話できないことがあるのか。別に、そこで何もなければ、別にその行動で、行動をお聞きしたって、別に、問題は、私はないと思いますけれども。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。それでは、ただいまの佐藤昌哉委員の質問については、先ほど、日にちと時間帯の確認をしておりましたので、関連性としてはもう済んでいるふうに思いますので、この質問は、佐藤昌哉委員、続けますか。</p>
佐藤昌哉委員	<p>そういう、藤井弁護士さんの見解であれば、それに従うしかありませんので、やめます。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。それでは、続けます。別の質問。</p> <p>佐藤昌哉委員</p>
佐藤昌哉委員	<p>令和3年8月28日時点で、あなたの、市長の29年の市長の選挙費用の収支報告書の開示請求を行っている人がいたということは知っていますか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。存じ上げません。
佐藤博幸委員長	<p>佐藤昌哉委員。いいですか。はい。ほかにございますか。ないようです。進めます。黒井委員</p>
黒井浩之委員	<p>はい。すいません。最初に…</p> <p>(「静かにしてもらえますか。」と言う者あり)</p> <p>最初に、これまでのちょっと、これまでの説明の経過をちょっと伺いたいんですけれども。12月22日、最初の新聞記事ですとか、市長会見ですと、また、その後の新聞報道等でも、現金は使っていなかったの返したというふうに、使っていないと、ずっと一貫して説明</p>

	<p>されておりました。</p> <p>しかし、12月27日の全協では、受領した寄附は自己資金の立替えとして、会計責任者へ渡し、選挙の費用に充てたと。また、余剰金として返金したということで、使っていないではなくて、それは使ったというふうになるのではないかと思います。</p> <p>それで、最初に使っていなかったという説明、それから次に、余剰金として返金したという説明、さらに、1月18日の全員協議会では、誤解により、余剰金ではなくて自身のお金を渡すことになったというふうに説明が変わってきているわけですが、支援者に渡すお金の出所についての説明が変わってきた理由、この変遷を辿ってきた理由を、根拠とともに一連で説明をしていただきたいと思います。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>はい。もう、先ほど来、説明しているとおりでありまして、最終的には、もう既に、1月17日に訂正をしまして、18日の全協で説明させていただいております。</p> <p>12月27日の全員協議会で説明したときの説明では、これは選挙運動費用収支の余剰金として、使っていないものとしてですね、お返しに■■■■さんの所に令和3年8月28日に伺ったというものでありますけれども、その後、■■■■さんとも相談をいたしまして、この10月10日に出納責任者に渡し、選挙の費用に充てられたということで、整理をしてその訂正を1月17日で行っております。</p> <p>8月28日の時点で返しに行ったとき、また、その12月27日の全協のときの整理の話でありますので、もう既に訂正しておりますので、その話をずっとやられてもですね、あまり生産的ではないのではないかと思います。</p>
佐藤博幸委員長	黒井委員
黒井浩之委員	<p>最後には、直したといいますか、合わせたといいますか、整理をしたのかもしれませんが、こういった経過をたどってきたというところに、やはり皆どうしてなのかなというふうな部分があるので、やはり、どうしてそういう説明をしたのかということ伺うのは、ごく自然なことだと思います。</p> <p>それで、最初に使っていなかったという説明をされましたけれども、これは、使ったということに訂正されましたが、それは確かですよ。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>あの相当質問が繰り返したというふうに思いますけれども、出納責任者にこの寄附を渡して、選挙運動費用に使ったということで、既に訂正しております。</p> <p>その前のことも、もう十分説明させていただきましたので、黒井議員さんであれば、もう既に理解されていると思いますけれども、何度</p>

	も同じ質問をされておりますので、そろそろご理解いただきたいと思 います。
佐藤博幸委員長	黒井委員
黒井浩之委員	<p>逆に、市長さんであれば、そのあたりのことは、十分質問の趣旨は 受け止めていただいていると思いますけれども。</p> <p>12月27日の全員協議会の説明では、その余剰金があるとされま したけれども、その余剰金というのは、普通の理解であると、例えば、 出納整理簿とかをつけていけば、「あ、これだけあったな」というふう なものですとか、分かると思うんですが。例えば、会計も様々あれば、 それぞれの残高とかで分かると思いますし、あとそれぞれ会計の会計 年度を閉じたり、様々、毎年していると思うんですけれども、その際 に、「余剰金、このくらい残高あるな」と分かると思うんですが、これ 余剰金というのは、どういったお金を余剰金として、説明したんでし ょうか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>はい、これ、ですから何度も説明させていただいておりますけれど も、この12月27日の全協の際に、<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>さんから平成29年10月 9日に寄附をいただきました。</p> <p>私は、この平成29年の選挙は自身の資金で、選挙運動費用を賄お うというふうに思っておりましたが、突然、お持ちになられました。 そのいただいたお金を、出納責任者に渡したわけではありますが、その 渡したお金が、自己資金の立替えということで、本来、私がそれ、出 納責任者に渡そうと思っていたわけです。自身のお金で選挙運動をや ろうと思っておりましたので。それがたまたま100万円、<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>さん から来ましたので、それを渡した、そのことが、自己資金の立替えと いうものでありまして、したがって、この100万円余っているって いう状態と考えてですね、<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>さんに8月28日にお返ししようとい うふうな、そういう整理をですね、令和3年12月27日の全協で説 明をしたものでありますが、先ほど来、何度も申し上げておりますが、 もう既に訂正をしまして、いただいた寄附については、選挙運動費用 として使わせていただいたということで、訂正が済んでいるところで あります。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、黒井委員に申し上げます。繰り返しになるような質問があっ たかと思っておりますので、繰り返しにならないように、尋問願います。</p> <p>黒井委員</p>
黒井浩之委員	<p>それでは、今ちょっと余剰金というところが、ちょっとどこから出 てきた余剰金なのか、はっきり受け止められなかったんですけれども。 それは自分の選挙のどこにもこう、例えば、記載されている会計とか、 そういったものではない余剰金ということですか。</p>

佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。選挙の中で、この■■■さんからの100万円が浮いた状態になりましたので、それをお返ししようというふうに考え、その説明をしたのが、令和3年12月27日の全員協議会であります。あともう訂正してしまったので、今さらこの議論をしてもですね、致し方ないと思いますが、選挙運動費用の余剰金の取扱いってというのは、公職選挙法上、はっきりしたこうルールがないものですから、あくまでも使ったのは、自己資金の立替え、自己資金をですね、使ったということであれば、■■■さんからの100万円はお返しできる余剰分というふうに考えて対応したということ、令和3年12月27日の全員協議会で説明させていただいたものであります。これは既にもう訂正しておりますので、多分皆さん分かっていると思いますけども。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。尾形委員
尾形昌彦委員	すいません、1点確認です。先ほど100万円の準備ということで、ご本人並びに奥様、それから義理のお母様の口座から引き落としとしてというお話ありました。どうしても、その余剰金で返したとずっとおっしゃっていることと、その日にかき集め、かき集めてという言い方は、集めてですね、お返ししたと、余剰金であれば普通は自分の口座に、もしくはご自宅にあるのが普通で、それをまとめて返すんだったら、まあ余剰金という認識かなというふうに思うんですけども、そのへんの整合性はどう取るんでしょうか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい、あの、ちょっとその尾形議員さんのどういうふうな理解なのか、ちょっと私もそこは分かりかねるんですが。ですから、その何度も説明しておりますけれども、その■■■さんからいただいたお金は出納責任者に渡した。それを自己資金の立替金として扱ったのが、令和3年12月27日の全員協議会であります。 実態的には、その自己資金の立替金は、選挙の収支費用として使われたわけです。だから、■■■さんからいただいたお金は使わせていただきました。で、しかし、その立替金として扱った場合に余剰金があると、で、その余剰金として返そうとしたときに、自身の口座などから用立てて伺ったというものであります。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。尾形委員
尾形昌彦委員	どうしてもちょっと理解できない。その余剰金が、なぜその親族の口座に分かれてあったという認識があったのかが、どうしてもごめんなさい、理解できないんですけど。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。ちょっと、■■■さんからいただいた100万円は、選挙の運動費用として使わせていただきました。したがって、それはもうなく

	<p>なっているわけですね、なくなっている。</p> <p>しかし、令和3年12月27日の全員協議会では、自己資金の立替えということで、あくまでも■■■さんのお金はですね、使われたわけですけれども、それは自己資金の立替えであって、100万円分ですね、これ理論的には残っているというものでありまして、それを自身の口座などから用意させていただいて、同額を返したというものであります。</p>
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。はい、ほかにございますか。佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	ちょっと、あの新聞報道で、最初の使っていないので返したというふうな報道があったように思いますけれども、それは記憶していますか。新聞報道。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	そのやり取りも何度も出ております。ですから、自己資金の立替えとした場合に、その意味では■■■さんからの寄附金は使っていないということでありまして、それを自身の口座などから下ろして、お返しに行ったというものであります。そういう説明のことが記事になっているんだと思います。
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	ちょっと分かんなかったんですけど、今、理論的に残っているという説明ありました。でも、実際は使って、もう手元にその100万円はないわけです。ないものを何で理論的に残っていると言えるのか、そこが分かりませんね。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	ですから何度も説明していますが、自己資金の立替として、12月27日の全協のときに説明をさせていただきました。■■■さんからのお金を、12月27日の時点では、自己資金の立替えが使われたんだと、そういう説明をしております。従って、お返しする100万円をですね、用意をして持っていったというものでありまして、もうあとこれ、何度も同じ質問になっておりますので、ちょっと意図的でやられているのかどうか分かりませんが、そろそろ、終わりにしていただければと思います。
佐藤博幸委員長	秋葉委員
秋葉雄委員	もうそろそろ終わりにしたいんですけど。市長の説明で、自己資金の立替えっていう言葉が出てくるから、分かんなくなるですよ。自己資金として使われたんですよ。一旦、自分の元に入れて、自己資金として使ったっていうことになれば、つじつまが合うんですけども、いかがですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	いやなんか、意図的なのかどうか分かりませんが、もう最終的

	<p>にですね、■■■さんからいただいたものを、選挙の費用に使わせていただきました。それを訂正済みでございます。ただ、その12月27日の説明の際には、この自己資金の立替えということで、自己資金で立替えさせてもらったという説明をしております、100万円、収支上はですね、余剰が生じているという状況で、説明をさせていただいて、それを返しに行ったんだという説明をさせていただきましたが、既に訂正をさせていただいておりますので、もう過去のことをちょっとあまりやられても、既に訂正させていただいております。</p>
佐藤博幸委員長	秋葉委員
秋葉雄委員	<p>はい。分かりました。もう、説明を求めませんが、要するに、寄附金だったのを自己資金の立替えっていうことになってしまっているところに矛盾を感じて、皆質問をいろいろしているわけですね。その点についてシンプルに説明していただければ。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>はい。何度も説明していますが、もともと、だから私がこの選挙費用について全部賄おうと思っていたわけです。そこに突然持ってこられたものですので、それ、充てなくてもよかったわけなんです、そういう意味でですね、本来、自分のお金で、選挙の費用を賄おうと思っていたことをですね、自己資金の立替えということで説明をさせていただいたものでありまして、いずれにせよ、もう既に訂正していることでありますので、これをさらにやっても、ちょっとあまり、生産的でないというふうに思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>それでは、この質問については繰り返しになるようですので、以上にしたしたいと思います。</p> <p>それでは進めます。(2) 支援者へ100万円を渡した際の状況について伺います。</p> <p>私から主尋問を行います。あなたが支援者に100万円お渡しに行った際の状況について、詳しく説明してください。皆川証人</p>
皆川治証人	<p>はい。これも先ほど来のやり取りの中にあっただと思いますけれども、8月28日の早朝ですね、7時台頃だったと思いますが、■■■さんのご自宅を、元県議の■■■と一緒に訪問いたしまして、お返ししたいということで、いただいた寄附と同額の100万円を渡そうと思っております、伺ったところでもあります。しかし、なかなか一旦渡したものの、受け取れないというようなそういったやり取りがありまして、玄関の上がり框のところにおいて、失礼させていただいたということでもあります。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。主尋問を終わります、続いて、委員尋問に移ります。委員の方、尋問をお願いします。佐藤昌哉委員</p>
佐藤昌哉委員	<p>この委員尋問に際して、委員会に提出されました支援者の日記とメ</p>

	<p>モノの写し、この内容についても尋問を行う予定ですので、証人に対しまして、当該記録の写しの閲覧を認めていただきますよう要請いたします。</p>
佐藤博幸委員長	<p>ただいま、佐藤昌哉委員からの要請に対しまして、円滑な議事運営上必要があると認められるので、証人に対しまして、証人尋問終了まで、当該写しの閲覧を認めることに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、そのように決しました。</p> <p>事務局から証人に対して資料をお渡しさせます。お願いします。</p> <p>(事務局資料配付、証人、記録を確認)</p> <p>証人よろしいですか。皆川証人よろしいですか。尋問に移ります。</p> <p>佐藤昌哉委員</p>
佐藤昌哉委員	<p>市長のほうから、その経過について主尋問で聞いたことを省いて質問いたしますけれども、元県議、■■■■ということでしたけれども、なぜ同行するようなことになったのか、その理由をお願いします。</p>
佐藤博幸委員長	<p>皆川証人</p>
皆川治証人	<p>はい。これは、お返しをしたということの、事実関係の立ち合いのためにお願いしたものであります。</p>
佐藤博幸委員長	<p>佐藤昌哉委員</p>
佐藤昌哉委員	<p>市長が支援者宅に訪れて、支援者が玄関に出てくるまでの状況についてお尋ねしますが、お二人のうち、どちらがどのようにして、呼び出されたのか、お聞きします。</p>
佐藤博幸委員長	<p>皆川証人</p>
皆川治証人	<p>はい。8月28日の7時台に伺いまして、■■■■の後ろに私がつくような形で確か伺ったと思いますけれども、最初に奥様が出てこられたように思いますが、その後、■■■■さんが出てこられて、お返ししたいということで、お話をしたということでもあります。</p>
佐藤博幸委員長	<p>佐藤昌哉委員</p>
佐藤昌哉委員	<p>その後に、お二人のうちどちらが、どのような挨拶、用件を伝えたのか、その内容についてお聞きします。</p>
佐藤博幸委員長	<p>皆川証人</p>
皆川治証人	<p>はい。とにかくお返したいということで、■■■■も何か話したかもしれませんが、私からは、それをお話して、なかなかご理解がいただけなかったところ、それを置いて帰ったということでもあります。</p>
佐藤博幸委員長	<p>佐藤昌哉委員</p>
佐藤昌哉委員	<p>順を追ってお聞きしますが、支援者の■■■■さんが出てくるまで、挨拶した後に、どういう状態で、市長はいましたか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>皆川証人</p>
皆川治証人	<p>はい。普通に立っておりました。</p>

佐藤博幸委員長	佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	その上がり框に100万円置いたと、その袋はそのときどういう状態。そのとき持っていたんですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。私が持っていたと思います。私が上がり框のところに置いたと思います。
佐藤博幸委員長	佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	その後、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> さんが出てこられて、さっきも受け取ってくださいみたいな話してましたけれども、正確にどのように用件を伝えたのか、説明してください。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。これお返ししたいということで伺いまして、その旨お伝えしましたが、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> さんのほうからは、確か一度渡したものなので、受け取れないというような旨のお話がございますけれども、置かせてくださいというようなことで、玄関の上り框のところに置いてきたということでもあります。
佐藤博幸委員長	佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	はい。 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> さんのほうが受け取りませんと言った後に、何か、市長は言いましたか。その後に。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。特に。とにかくお返ししたいというようなことで、お話をしたところでもあります。それ以外、あんまり記憶にございません。
佐藤博幸委員長	佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	記憶にないということですが、そこで、先ほどお手元の日記とメモについてです。7時、「受け取ってもらいたい、受け取るつもりはないと言えば、困るんです。なかったことにしてくださいと、強引に押し入って、玄関上がり框に置いて帰った」ということでもありますけど、その後、困る、受け取れないということに対して、困るんです、なかったことにしてくださいということを行っているというメモが、日記メモがありますけれども、これは事実ですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。はっきり覚えておりませんが、これはお返しに行ったのが、今日、説明しておりますとおり、この不記載の訂正ということになりますと、非難を受けるというようなことがあります、訂正に至らないようにですね、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> さんのご理解をいただいております。お返ししたいということが、1点ございました。 また、今日少し出ておりましたけども、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> さんのほうは、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> というようなことも、手紙で送ってきておまして、これ



	についても、この際、お返ししたほうが良いというふうに考えまして、そのことが、こういうふうなことになっているのかもしれませんが。
佐藤博幸委員長	佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	市長は理解していただきたいという気持ちで行ったということで、 ■さんは受け取りませんということで、「困るんです、受け取ってもらわなければ困るんです。」ということで、それ以外に、かくかくしかじかこういう理由なんですとか、明確に、その理由を言った事実がありますか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。既にもう先ほどから答えていると思いますが、とにかく受け取ってほしいということで、伺ったものでありまして、その理由も今申し上げました。それ以外に、やり取りするような時間もございませんでしたし、受け取っていただけないのかなと思いつつも、上り框のところにおいてきたということでございます。
佐藤博幸委員長	佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	やり取りと、その時間がないというのも、先ほど中断しました私の尋問にも関連したことでありますけれども、それは申し上げませんが、滞在した時間は、2、3分ということでもありますけれども、それでよろしかったでしょうか。訪問時間は。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	先ほどお答えしておりますが、数分ですので、2、3分だったか、3、4分だったか、その程度だと思います。
佐藤博幸委員長	佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	いただいた方に返すという、受け取れないということで、時間も無い、こちら側の、市長の都合でそういうふうに短時間で帰ってきたことについて、相手側の気持ちに立って、十分な説明をしたということで、考えておりますか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。とにかくお返したいということはお伝えしましたので、■さんのほうも、突然の訪問なので、驚かれたというふうに思いますが、返しにきた理由は、分かったんじゃないかなというふうに私は思っております。
佐藤博幸委員長	佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	はい。質問を変えます。100万円を置いてきた理由について、先ほど少し市長が触れられましたけれども、令和3年12月27日の議員説明会で、あなたは100万円について、その日、記載の前の日に寄附を返金すれば、当該男性、■氏のことでありますけれども、理解のもとに、寄附を受領しなかったことにできるのではないかと考え、寄附が収支報告書に記載されていないことへの非難を回避したい

	と考えたと説明しています。先ほども証言、非難を回避ということはありましたが、その非難を回避するためと言われておりますけれども、誰からどういう非難ということを考えていたのですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。令和3年12月22日の報道が出て以降ですね、この件につきまして、本当に市議会の皆様、また皆様に大変ご迷惑をおかけしまして、申し訳なく思っておりますけれども、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> さんからご理解いただいて、いただいた寄附をお返しして受け取っていただければ、こうした訂正ですとか、また議会や市民の皆さんからですね、ご批判を受けるといようなこともないのかなという間違った考えがあったものであります。
佐藤博幸委員長	佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	要するに、非難というのは違法性を指摘されることへのおそれ。それを回避するということは、前回も言ったけれども、それをそうでないように、いわば市民感情から言えば、それは隠蔽ではないかという考え方もあると思っておりますけれども、先ほど来、その違法性については曖昧にしておりますけど、そういった違法性を隠蔽するために、そういった非難という、非難を回避というのは、違法性を指摘されることの、イコールという私は考えておりますけれども。それはどういう認識ですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人 (「委員長」と言う者あり)
佐藤博幸委員長	石井委員
石井委員	ただいまのは誘導尋問ではないでしょうか。
佐藤博幸委員長	どの部分でしょうか。佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	誘導ではなくて、そういう非難を回避ということは、違法性を指摘されるのをおそれたということではないのですかということ聞いています。
佐藤博幸委員長	石井委員
石井清則委員	証言内容を暗示している質問ですので誘導尋問に当たると思いますが。ルール確認してください。委員長
佐藤博幸委員長	佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	その非難を回避するという言葉を使っていますので、それは違法性という認識なのですかという、私が聞いている、何も誘導でもないと思っておりますので、そういう認識なのか受け止めを聞いているわけですので、それを確認します。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。非難を回避したいと。これ間違った考えであるということも、12月27日の全員協議会の資料に書いておりであります。

	既に訂正させていただいておりますが、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> さんからの寄附は、選挙運動費用に充てさせていただいておりますので、その訂正をですね、1月17日付けでやらせていただいたものでありまして、そういうことですでに説明させていただいております。
佐藤博幸委員長	佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	聞いていることに正面から答えていないのが残念だと思いますけども、私はもう一度、最後に、これ一回にしますけれども、不記載への非難を回避するために、返したということは、一方では、繰り返しますけれども、違法性を指摘されるおそれがあったために、それを修正すればよかったものを返してしまったということが、事実なのではないですか。そこを確認します。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。昌哉議員さんの何か思いはあるんだろうというふうに思いますけれども、私が申し上げましたとおり、非難をですね回避したいというような間違った考えがございまして、収支報告書の記載が適切でなかったということを、訂正させていただいたものであります。
佐藤博幸委員長	<p>ちょうど12時になりました。予定された時刻になりました。証人尋問の途中ではございますが、本日予定しておりました時間となりました。予定していた尋問事項の全てを尋問することができませんでしたので、再尋問について、今後、委員会で協議してまいります。</p> <p>再尋問の日程は、追って連絡をさせていただきます。</p> <p>以上で、本日の…。</p> <p>委員外議員から発言が求められておりますが、いかがいたしましょうか。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>異議ない。異議なしと認める方、手を挙げてください。挙手願います。</p> <p>異議なし…それでは、異議ない方と意義ある方がありますので採決いたします。はい、異議なしと認める方、</p> <p>挙手願います。</p> <p>挙手多数であります。</p> <p>委員外議員の発言を認めます。</p>
渋谷耕一議員	<p>発言ありがとうございます。渋谷でございますけれども、ただいま3時間経ちますけれども、調査委員会の使命を本当に果たしているのだろうかという疑問が持たれます。</p> <p>委員長さんから見て左側の方々、実際調査しているのかどうなのか、その意向があるのかどうなのか、本当に疑問に思いますけれども、今後の委員会においては、しっかりと調査する機能を果たしていただきたい。何ら質問しないというのは、私は疑問に思います。委員長よろ</p>

	<p>しくお願いします。          (「議事進行、議事進行、議事進行」と言う者あり)</p>
佐藤博幸委員長	石井委員
石井委員	<p>はい。ただいまの委員外議員の発言の中で、思うのは勝手ですけれども、公の場で、議事録残る形で、議員・委員を批判するというのにはあり得ないことだと思いますので、思うのは勝手ですけれども、議事録の削除を願います。</p>
佐藤博幸委員長	委員外議員
渋谷耕一議員	<p>これは100条委員会、調査委員会ですので、その任務をしっかりと果たしていただきたいということを提言したいと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、分かりました。          坂本委員</p>
坂本委員	<p>私たちもこれまで十分調査しています。ただ、調査の順番で質問の順番は、会派議員から決まっていますので、そこで調査されたこと、私たちもきちんと書かれたものを持ってやっているので、そこに関しては訂正を願います。</p>
佐藤博幸委員長	委員外議員
渋谷議員	<p>そのような兆候が見えませんが、私は提言する…</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。皆川証人。皆川証人は尋問に答えていただくことになっておりますので、それ以外の発言はございません。          それでは、以上で本日の皆川治証人に対する尋問は終了いたします。皆川治証人ありがとうございました。          退出していただいて結構でございます。          暫時休憩いたします。</p>
休憩	
佐藤博幸委員長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。本日の証人尋問につきましては、ご苦勞様でした。          予定時刻を過ぎておりますので、30分程度延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。          (異議なしの声あり)          異議なしと認めます。          続けます。それでは、その他に入ります。委員の皆さんから何かございませんか。石井委員</p>
石井清則委員	<p>これまでの尋問の中でありました。私が独自の調査で入手した■■■■氏から■■■■氏への手紙及びあと今日の尋問の中、市長の答弁の中にもありました■■■■氏から市長への手紙複数あるようですので、そちらを、記録の提出を求めたいと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。それでは先ほどの尋問の中でもありましたけれども、石井委員から提案のありました、■■■■氏から市長への手紙、それから、それ</p>

	<p>以外もあるようですがということですので、この委員会から記録の存否の確認をして、そして記録の請求を求めることに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>秋葉議員</p>
秋葉雄委員	<p>やっぱり■■■■さんから市長にいった手紙、市長がお持ちなわけですけども、その市長の了解と同時にですね、■■■■さんのほうの了解もとらないといけないだろうと思いますので、その確認をした上で請求をよろしくお願ひいたします。</p>
佐藤博幸委員長	<p>ただいま、秋葉委員からのお話でしたけれども、これはあくまでも私信ですので、出した方、それから受けた方、両方から確認する必要があるかなというふうに思います。</p> <p>そういうことで両方に存否の確認をして、また了解をもらった上で、記録の提出を願うということにしたいと思いますがよろしいですか。</p> <p>坂本委員</p>
坂本昌栄委員	<p>確認させてください。前回、■■■■さんから出されたお手紙は、市長宛に出された手紙は、市長に出していいかって確認はしているんですか。同じことだと思うので。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。ただいまの件ですが、存否の確認をしたときに、■■■■さんには手元にない、ございませんということでした。で、市長にありますということでしたので、市長に請求をしました。そして提出されました。</p> <p>はい。それでは、先ほど申しあげましたように、石井委員からの提案の手紙については、■■■■氏、それから市長、双方に存否の確認をして、また了解も得た上で、記録の提出を求めるということにしたいと思いますが、よろしいですか。副委員長</p>
菅井巖副委員長	<p>委員長。今の見解、記録の提出のどの点に当たるのか、存否っていうよりも、存在が明らかであるっていうことを当人が認めれば、書類として、証拠として出す意思があればいいのではないですか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。申しあげます。議長の名前を通しての書面での手続きになりますので、先ほどの尋問の中に出て、そしてまた、石井委員から存否の確認をしましたけども、改めてやはりまた正式な手続きで、存否の確認をして、そして進めたいというふうに思います。はい。よろしいですか。田中委員</p>
田中宏委員	<p>ですので、今、菅井委員言ったとおりなんですけども、どのところに私信において、宛先だけでなく、提出者といいますか、その手紙を書いた人の許可が必要だというのがあるのかちょっと確認できませんので。そこ、指導していただく、アドバイスいただく弁護士さんの確認を取っていただいて、その上で、適切に取り計らっていただきたい</p>

	<p>と思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。分かりました。それでは、専門家の、助言者の藤井弁護士からアドバイスをもらって、その上で進めたいと思います。はい。そういうことで、今、再度確認します。</p> <p>助言者の藤井弁護士の助言を求めた上で、そして、存否の確認の相手先、そして、その他の手紙もということでしたので、それは存否の確認もしないといけませんので、あくまでも、先ほどの石井委員の尋問に出てきた手紙を、まずは存否の確認をして、そして、それ以外もしてですね、記録の請求をしていきたいというふうに思います。よろしいですか。石井委員</p>
石井清則委員	<p>今の説明は、ちょっとよく分からないんですけども。私が既に独自調査によって入手している■■■さんから■■■さんへの手紙が、まず1通あります。あと、尋問の中で出てきたのは、市長に宛てて、■■■氏が書いたとされているのが複数あるという尋問の中身であります。日付から見ると、2通か3通なのかちょっと分からないんですけども、ありそうだと。それを出してくれという。なんか、先ほどの委員長の説明だと、ちょっとニュアンスが違っている感じがしたので。</p>
佐藤博幸委員長	<p>私の説明が悪かったかもしれませんが、それも対象に含めての存否の確認をするつもりであります。よろしいですか。</p> <p>それでは、確認します。ただいま、石井委員からの提案のありました、手紙の記録の提出を求める件に関しまして、藤井弁護士からのアドバイスを確認の上、そして、相手先にも存否の確認をして、議長名で提出を求めることにご異議ございませんか。尾形委員</p>
尾形昌彦委員	<p>まあ、市長ははっきりしているわけですがけれども、もうお一人の方、はっきりと多分、明記をしないと、誰に請求をするのかというところがはっきりしないと。そこをきちんと補足をいただいて、フルネームでいただかないと出せないのではないのでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>石井委員。現時点で、その存在を、例えば、手紙を持っている方とかっていうのは特定できますか。石井委員</p>
石井委員	<p>はい。■■■さんと市長だと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。尾形委員</p>
尾形委員	<p>■■■さんではなくて、どこのどなたかということをはっきりしないと、存否の確認にも至らないということです。</p>
佐藤博幸委員長	<p>石井委員</p>
石井清則委員	<p>はい。現在の■■■である■■■さんです。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。よろしいですか。そして、市長本人ということですね。はい。ということでよろしいですか。そのようにします。</p> <p>ほかにごございますか。</p> <p>はい。それでは、先ほどの証人尋問の中で、石井委員から、議事進</p>

	<p>行が出ました。それに対して、議事録を精査しないとイケませんので、また、後日、私の判断を申し上げたいと思います。よろしいでしょうか。精査して留保するということになります。よろしいですか。はい。他にございますか。草島委員</p>
草島進一委員	<p>今のどういうことですか。精査して留保ってどういうことですか。ご説明下さい。</p>
佐藤博幸委員長	<p>説明が悪かったですね。留保するという事は、精査をして、そして私の判断を申し上げますということが留保と。現時点で判断をするんではないということですね。</p> <p>(「委員長、委員長」と言う者あり)</p> <p>はい。説明を加えます。私の説明がまだ足らなかったようです。議事録を精査して、そして、不穏当発言があれば、善処をしますということで、現時点では留保させていただきますということで、後日、私の判断を示します。石井委員</p>
石井清則委員	<p>はい。その場合、懲罰に値するような発言だった場合は、その懲罰の動議、確か3日以内、ことが起こってから、3日以内かと思うんですけども、その辺どうなるか、ちょっと説明いただいてよろしいでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>時間が経っていますので、暫時休憩します。それで、事務局と確認をします、手続きの。はい。暫時休憩です。</p> <p>(「再開は。」と言う者あり)</p> <p>それでは、お諮りします。再開を13時としたいと思います。よろしいでしょうか。ちょうどお昼休みですので、調査の問い合わせ先もお昼休みですので、13時としたいと思います。暫時休憩します。</p>
<p>休憩</p>	
佐藤博幸委員長	<p>はい。休憩前に引き続き会議を開きます。休憩前に出ました発言の中で、委員外議員の発言の取り扱いについてということで、事務局から確認をしてもらいましたので、報告をしていただきます。</p> <p>事務局</p>
議事主査	<p>はい。まず、発言の取り消しに該当するか否かについてですけども、委員長の発言、委員長が発言取り消しの留保をされておりますので、後日、会議録を精査して不穏当な発言と委員長が判断された場合は、閲覧用の会議録から発言を取り消すということになるかと思えます。懲罰動議については、3日以内ということになります以上です。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。ただいまの報告に対しまして皆様の発言を求めます。どうですか。委員外議員の…。石井委員</p>
石井清則委員	<p>一応確認ですけども、調査が必要だと認めた場合には3日以内ということですし、その後に、委員長が発言取り消しが進められる、時系列的にずれることもあり得るというふうに、ということによかった。</p>

佐藤博幸委員長	そうですね。
石井清則委員	はい。分かりました。
佐藤博幸委員長	<p>今ほど報告によりますと、また別の問題で、それぞれが進めていく、またそれぞれの決定事項になりますので、全く別にとということになります。時間的なずれみたいなものは生じるかなと思います。</p> <p>ほかにありますか。この点に関して。その他のことについて、ほかにございますか。ありませんか。はい、なければ終わりたいと思いますが、よろしいですか。</p> <p>（「日程はまだですか。」という者あり）</p> <p>そうですね。では、発言。日程はどうなりますかって、正式な。</p>
尾形昌彦委員	はい。午前中で終わったわけですがけれども。次回の日程等はまだ。先ほど終わったばかりですので、出てないということでもよろしいですか。
佐藤博幸委員長	<p>今日の午前中の証人尋問の、引き続きの日程の関係かと思えます。今の段階では日程の調整がまだ済んでいない状況ですので、申し上げられませんが、ただ、日程を調整することについて、まずは、正副委員長に一任していただいでですね、おおよそ日程調整の中で目途なり、またここなら取れるというような日程があればですね、正副委員長で調整して、またここでは一任をいただければというふうに思っておりますので。改めて委員会を開いて、また尋問項目とか尋問の進め方とかよりも、引き続きということでの形で進めさせてもらえればなというふうには思っています。</p> <p>ご一任いただけるということでもよろしいでしょうか。</p> <p>はい。そうさせていただきます。</p> <p>ほかにございますか。ございませんか。ないようですので、以上で、皆川治市長の選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題並びに本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委員会を散会します。</p> <p>お疲れ様でした。</p>